

平成30年9月定例会

政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	平成30年9月13日(木)
会 議 場 所	市役所 4階 大会議室
開 議 日 時	平成30年9月13日(木) 午前 8時58分
閉 会 日 時	平成30年9月13日(木) 午後 3時16分
委 員 長	金子 雄一
副 委 員 長	永沼 博昭
委 員	中野 昭 竹田 悦子 坂本 晃 野本 恵司 矢島 洋文
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審 査 結 果
第 8 0 号	平成 3 0 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 2 号）のうち本委員会に付託された部分	原案 可決
第 8 4 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計決算認定について のうち本委員会に付託された部分	認 定

委員会執行部出席者

(秘書室)

秘書室長 中島 章男

秘書室副室長兼秘書課長
佐々木紀演

(企画部)

企画部長 榎本 智

企画部副部長兼総合政策課長
齊藤 隆志

総合政策課副参事 谷 広明

企画部参事兼財政課長
小林 宣也

情報システム課長 野口 高志

企画部参事兼危機管理課長
田島 盛明

(総務部)

総務部長 根岸 孝行

総務部副部長 山崎 勝利

総務課長 木村 勝美

総務部参事兼職員課長
藤崎 秀也

職員課副参事 関根 正

契約検査課長 堀越 延年

自治文化課長 沼上 勝

吹上支所長 吉田 憲司

川里支所長 春山 一雄

会計管理者 宮澤 芳之

会計課長 高子 英江

監査委員事務局長 笹野 一郎

書記 小野田直人

書記 中島 達也

(開議 午前 8 時 5 8 分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

川里支所長から訂正の申し出ございましたので、許可いたします。

(川里支所長) おはようございます。昨日の矢島委員並びに竹田委員の郵便ポストの使用料に関するご質問でございますが、料金をいただいているポストと減免にしているポストの2種類がありまして、こちらについて財政当局と協議して統一させていただくことでご答弁申し上げましたけれども、支所の職員が調査いたしましたところ、市からの要望で設置したポストについては減免をしていると、また郵便局の都合で設置したポストにつきましては使用料をいただいているということでございます。なお、有料のポストの設置につきましては、川里支所以外にも5カ所の公園に設置してあるということでございます。

以上です。おわびして訂正をさせていただきます。よろしく願いいたします。

(委員長) 今の訂正についてご了承願います。

なお、字句その他の整理につきましては委員長一任願います。

それでは、議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定のうち本委員会に付託された部分の歳出について説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) それでは、67ページをお願いします。67ページの一番上の流用の関係です。税務総務費の職員手当、流用したということですが、何手当に流用したのか、またその理由についてお聞かせください。

(総務部参事兼職員課長) 徴税费、税務総務費職員手当への流用ということで、こちらの流用先は時間外手当への流用となっております。その理由というのが、評価がえがございまして、この部分の時間外手当が予算の見込みを上回ったという認識でございます。

(矢島) 見込みを誤ったのでしょうけれども、金額が余りにも大き過ぎやしないかなと思ったのですけれども、評価がえにおいて特別な何か事案が起きたのかどうなのか、不測の事態が起きたのか、それとも想像していなかった事務量があったのか、税務課に聞くべきところなのでしょ

うけれども、予算を動かす担当課としてどのように把握しているのか伺います。

(総務部参事兼職員課長) こちらにつきましても、年度途中でまずこちらから補正の部分で調整ができたという形になるのですけれども、補正予算の調整自体がまず10月ぐらいに大体補正予算は調整を行って行く中で、評価がえということは認識をしておりました。その中で、大分乖離があったというところで、家屋等について評価がえに新たに批准評価方式、こういったものを取り入れたためというか、取り入れるために批准表の作成を新たに行ったというところで事務量が増加しているというふうに聞いております。

(矢島) 流用の決まり、例えば同一款内で云々とかというのがあると思うのですけれども、この流用の規定について説明をいただきたいと思うのです。

(企画部参事兼財政課長) 流用につきましては、委員さんおっしゃるとおり款項を超えて流用できないような制限かかっております。ただし、人件費に関しましては相互間のその中で流用ができるということですので、今回の職員課の流用に関しても当然それは人件費の範囲の中での流用ということですので、それは正しい処理だというふうに考えております。

(矢島) 次に、77ページ、一番下の工事請負費、監視カメラ設置工事、この概要についてお聞かせください。

(企画部参事兼財政課長) こちらに関しましては、収税対策室の執務スペースの中に監視カメラを設置した工事になっております。この監視カメラにつきましては、新館が建てられたときに設置を3カ所ほどさせていただいております。今回収税対策室につけたと。それと、本庁舎に関しましては改修工事に合わせまして都合3台、合計で7台が本庁舎新館の中で稼働している状況となっております。

(矢島) この監視カメラの設置の目的についてお伺いします。

(企画部参事兼財政課長) 監視カメラにつきましては、本庁舎、新館それぞれ出入口の付近に監視カメラ作動中ということでシールが張って

ございます。実際に監視カメラを設置して、抑止効果ということで、要は監視カメラが映っているのだと、だから悪いことはするなと、そういう抑止という意味がまず1点あります。あともう一点は、何か案件が起きたときに後からその検証ということで、その記録を確認するというところで設置をしているものでございます。

（矢島）今の答弁で2点なのですけれども、まず1点、記録はどのような方式で記録をとっているのかということと、なぜ収税対策室なのか、その2点お伺いします。

（企画部参事兼財政課長）パソコンでハードディスクのところにデータを録画するという形をとっております。それとあと、収税対策室ですが、29年度末にちょっと住民の方とトラブルになって警察を呼ぶような案件が実はございまして、前々から要望も収税対策室のほうからあったということもありまして、急遽実は設置のほうをさせていただいたというところではあります。実際にはカウンターのところにもその監視カメラ、防犯カメラが作動していますよというのを収税対策室のほうは張り紙をして、対策を講じているような状況でございます。

（矢島）データの保存期間がどのくらいかということと、そういった警察の対応をお願いするようなケースというのは今後ふえていく可能性もある中で、監視カメラの増設というのを考えているのでしょうか。2点お伺いします。

（企画部参事兼財政課長）保存期間につきましては、おおむね1週間、7日から10日程度ということになっております。ただ、画像の解像度の上げ下げによってそこは長くなったり、短くなったりするのですけれども、今の解像度でいくと7日から10日程度というふうに言われております。

それと、防犯カメラの増設についてなのですけれども、今のところは考えてはおりません。

以上でございます。

（矢島）続きまして、79ページ、中段の契約検査課、契約検査課は支出関係がちょっと複数にまたがっているものですから、ここで全て聞いて

しまいたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず1点目ですが、成績評定説明請求、この制度について説明をお願いします。

(契約検査課長) こちらのほうは、鴻巣市工事成績評定要領というのがございまして、こちらの第7条に説明請求という欄があります。こちらのほうが通知を受けた受注者、通知というのは成績の通知です。受注者は、当該通知を受けた日から起算して14日以内に市長に工事成績評定結果の内容について説明を求めることができるという、こういう内容になってございます。

(矢島) この制度の設置の目的。

(契約検査課長) 設置のほうは、ここには書いていないのですが、うちのほうが出した成績に対して業者さんが何か疑問の点があれば、それを聞けるという目的でできていると思っています。

(矢島) 不服申し立てとは違うということですか。

(契約検査課長) 不服申し立てという意味ではなくて、説明請求というところでとどまっておりますので、ちょっとそことは違うとは思いますが、けれども。

(矢島) では、折り返し回答して終わりということではよろしいのでしょうか。

(契約検査課長) 制度上はそこでおしまいという形になっております。

(矢島) この成績評定説明請求の請求件数についてお尋ねをします。何件くらいあったのでしょうか。

(契約検査課長) 平成29年度ゼロ件です。

(矢島) 過去3年くらいで説明請求あったのでしょうか。

(契約検査課長) 過去3年度もゼロ件です。

(矢島) そのゼロ件という結果を踏まえて、どういうふうにお思いでしょうか。この制度そのものを。

(契約検査課長) 業者さんのほうで実際に通知を受けて、疑問があれば請求してくるという形ですので、今のところそういう疑問が生じていないのかなというふうには考えております。

(矢島) 余り厳しい評価がなかったということでしょうか、逆を言えば。ですから、説明を求めるようなことがなかったと、厳しい評価がなかったのも、業者さんとしては説明を求めるようなことがなかった、そういうふうな理解もできるのでしょうか。

(契約検査課長) 済みません。厳しかったかどうかというのはちょっと私今わからないのですけれども…

(何事か声あり)

(契約検査課長) 業者さんから見ても厳しかったかどうかというのは私のほうにはわからないのですけれども、評定するに当たりまして、監督員さんが半分点数持っています。それと検査員が半分点数持っています。工事を進める中で監督員さんとやりとり等もあると思います。我々が検査をするときもこの書類が足りませんよとか、ここはちょっとよくないですねとかお話ししますので、その時点である程度業者さんも内容についてはわかっているのかなと思っていますけれども。

(矢島) では次に、検査時の手直しの指示件数というのは平成29年度何件くらいあったのでしょうか。

(契約検査課長) 平成29年度ゼロ件です。

(矢島) 過去3年くらいにおいて指示をした件数は何件くらいあったのでしょうか。

(契約検査課長) 過去3年度もゼロ件で、直近で平成25年に1件ございました。

(矢島) 古い話で恐縮ですが、25年のときの指示の内容についてお聞かせください。

(契約検査課長) この場合は、道路の側溝の敷設位置が民地へ越境していたということで手直し書が出ております。

(矢島) ありがとうございます。

次に、81ページ、一番下、行政評価推進事業の委託料。この委託料の中身について説明をお願いします。

(企画部副部長兼総合政策課長) 主な委託料の内訳は、まちづくり市民アンケートというのを毎年行っております。その市民アンケートの評価

といたしますか、集計した後のデータとかの分析とか、そういうところを行っていただいております。そのほかにシステムを使っていますので、システムの保守の委託料でございます。

以上です。

(矢島) あくまでも市民アンケートについては集計後の分析ということで、このアンケート自体を業者さんに委託をしたのではないという理解でよろしいのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) はい、そのとおりでございます。

(矢島) では、アンケートの内容とか、アンケートの出し方とかというのは、市が自前でやったということよろしいのでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 毎年度市民4,000人を無作為で抽出しまして、その部分と、あとは質問の内容、これにつきましても市のほうで作成しております。

(矢島) 本当に知りたい市民の本音とかを聞き出すためにアンケートの中身について例えば庁内担当者内で検討したりとか、今後変えていこうかなとか、アンケートですので、流れもあると思うので、まるっきり100%変えることは難しいですけれども、今後そういうアンケートの中身について変えていくとか、検討していくのだというような考えはありますか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 市民アンケートは、総合振興計画の基本事業とか施策、これのまず指標をとるためといたしますか、その部分が大きな要素を占めております。そのほかに市民がどういうことを考えているのかというところも把握をしているものです。内容については、総合振興計画の前期基本計画、後期基本計画5年ごとにですけれども、その際にその指標をとる部分としてアンケートの中身が合っているかどうかというところで見直しは行っておりますが、ただどういう数値として知りたい、市民がどう考えているか知りたいためにアンケートを実施するという、追加するとか、そういうことは考えておりません。

(矢島) おっしゃるとおりで、もちろんそうなので、動かさない部分というのは絶対あると思うのですけれども、都合のいいように理解できる

ようなアンケートのとり方という、申しわけないけれども、しているということではなくて、そういうふうにも使われかねないので、その辺は皆さんから疑念の持たれないようなアンケートの中身にするお考えはおありでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）もちろん疑念を持たれないようなアンケートの中身にするのは当然のことだと思っております。あとは、市民アンケートの中では住民意見というのも項目ありますので、率直に市民がどう考えているかというところを聞き出す項目もありますので、その中では市民の皆さんが何を考えているかと捉えられると思っております。

（矢島）それでは次に、89ページ、一番下、負担金、補助及び交付金、この中身について説明お願いいたします。

（自治文化課長）こちらの負担金でございますが、こちらにつきましては一般コミュニティ助成事業、いわゆる宝くじ社会貢献広報活動の一環としてこちらのほうから、市のほうから2自治体に対して補助を行ったものでございます。

（何事か声あり）

（自治文化課長）ごめんなさい。2団体です。済みません。

（矢島）その2団体とはということと、その事業の内容についてお聞かせください。

（自治文化課長）済みません。こちらの一般コミュニティ助成事業補助金でございますが、宝くじの収益金から各市町村に対しコミュニティの健全な発展を図るとともに、活動のための備品等を購入するための資金を助成する事業でございます。平成29年度は宮本自治会、それから下町自治会に対して250万円ずつ支給したものであります。

（矢島）……支出をしたのでしょうか。

（自治文化課長）こちらにつきましては、主にお祭り等の祭事に要する用品として支給しております。宮本自治会につきましては、みこしの修繕ですとか、それから引き太鼓台、それから山車の修繕、祭事用品、そういったものを購入しております。また、下町自治会におきましては、

当然同じく祭事用品で、はんでん、テント、高張ちょうちん等を購入したようでございます。

（矢島）この自治体に交付した選考方法についてお聞かせください。

（自治文化課長）選考方法ですが、現在33年度まで6団体が待機している状況でして、29年度におきましては手を挙げた順番で待っているという状況の中で進めております。

（矢島）特段の決め手があったわけではなくて、順番ということによろしいのでしょうか。

（はいの声あり）

（矢島）では、次へ行きます。97ページ、一番下です。吹上支所長に聞くのもいかがかなとは思ったのですが、どこで聞いていいかわからないのと、説明を受けたので、お尋ねをさせていただきます。

備品購入費8,980円、これが散水ホースの購入ということですが、細かい話で恐縮ですが、これが何で備品なのか、なぜ消耗品ではないのか。備品の定義についてお聞かせいただけたらありがたいのですが。

（吹上支所長）矢島委員のお話のとおりだと思っておりますけれども、我々も内容につきましてやはり消耗品という考えもございましたので、財政課の担当と協議をさせていただきましたところ、やはり1年消耗ではなくて複数年にわたってそういったものの使用が可能だということで、備品ということで対応させていただきました。

以上でございます。

（矢島）では、財政課にお尋ねしますけれども、複数年にまたがる消耗品というのはたくさんあるような気がするのですけれども、それだけで備品か消耗品かというふうに分けているのでしょうか。

（企画部参事兼財政課長）備品か消耗品かについては、非常に線引きが難しいというふうに考えております。その中で、過去の予算執行の中では金額の判断というのも実は取り入れておりました。20年ぐらい前まではたしか5,000円、つい最近の20年代は1万円というような基準を設けておったところなのですが、なかなか本来であれば物の性質によってという判断も当然ながら必要なところを、金額だけの判断で全て行うような

流れができつつあったところから、昨年度からちょっと見直しをかけておりまして、やはり物の性質を優先しようということで、金額についてというよりは物の性質でまず考えようということで、財政課と執行する各課、この間で協議をしまして、これは消耗品なのか、備品なのかということで取り決めをさせていただいているのが現状でございます。

（矢島）しっかり検討したのはよくわかりました。

次に行きます。101ページ、中段、公平委員会の関係ですが、これも毎回聞いているのですけれども、平成29年度措置要求はあったのか、なかったのかお伺いします。

（総務課長）お答えいたします。

平成29年度措置要求はありませんでした。

（矢島）毎回聞いているんで多分ないと思いますけれども、ここ3年間もないということによろしいでしょうか。

（総務課長）お答えいたします。

平成26年度以降ございませんでした。

（矢島）では、お伺いします。

公平委員会の開催回数についてお伺いします。何回くらいあったのでしょうか。

（総務課長）事務局であります北本市に確認をいたしました。平成29年度は3回開催してございます。1回は委員長の選出、それから2回目で次年度、平成30年度予算についての確認のために1回開いたということでございます。それから、3回目、管理職等の範囲を定める規則の改正による開催が3回目ということございました。3回です。

（矢島）その委員さんの構成なのですからけれども、例えば委員さんの市別人数についてお聞かせください。

（総務課長）北本市が1名、桶川市1名、鴻巣市1名の合計3名でございます。

（矢島）それでは、その下、職場安全衛生事業について順次お伺いをします。

まず初めに、労働安全衛生法に基づく衛生委員会が職場巡視活動を行っ

ていると思うのですが、平成29年度施設におけるふぐあい箇所、この改善指摘を受けた件数についてお伺いをします。何件くらいあったでしょうか。

（職員課副参事）衛生委員会の職場巡視活動でございますけれども、平成29年度は43カ所のふぐあい箇所がございました。その内容としましては、執務スペースですとか、倉庫内の整理整頓、電気配線カバーの未対応、それからキャビネット等の転落防止というものがございました。

（矢島）その43件のふぐあい箇所の29年度中の改善率についてお伺いします。

（職員課副参事）ふぐあい箇所が43カ所、それに対しまして改善箇所が40カ所ございまして、改善率は93%でございました。

（矢島）残りの3件の対応についてお聞かせください。

（職員課副参事）3点のうち1点、これはキャビネットの転落防止等が未実施ということなのですけれども、場所が本庁舎内ということで、床の固定方法についての検討が必要、それと検討するに当たって予算の措置も必要になるのではないかとということが上がってきましたので、その対応を引き続き原課のほうにお願いしておるとともに、報告をいただきたいということで、今見守っているというふうな状況でございます。もう2カ所の部分につきましては、倉庫内の整理整頓でございます。これにつきましては、業務の多忙というところと、スペースが足りない部分があるので、今後整理整頓をして対応したいということで伺っております。

以上です。

（矢島）キャビネットが執務室内にあるということは、転倒する可能性があるというお話だったですね。職員が日々危険にさらされている、いつ大きな地震が起きるかわからないという理解でよろしいのでしょうか。

（職員課副参事）ご指摘のとおりで、大きな地震が起きた場合につきましては倒れる危険性がありますので、その部分については早急に対応してくださいということで、これ所属長のほうの管理の部分も出てくるの

で、早急な対応ということをお願いをしております。

（矢島）これ30年度に予算要求はしなかったのでしょうか。もしくは、例えば30年度中の、これ命にかかわることですので、補正を組むとか、そういうような考えはなかったのかお伺いします。

（職員課副参事）原課のほうの対応としましては、そういった認識があるということですので、衛生委員会のほうとしましては指導ということでの部分にとどまっておるといところです。

（矢島）衛生委員会とは別に、職員を管理する立場として、職員課として大事な職員を守るために、先ほど言った30年度の当初予算に予算要求をしたのか、それとも30年度の補正予算に予算要求したのかお伺いします。

（職員課副参事）担当課に聞いたところ、その要求はしていないということであります。

（矢島）その現状をどういうふうに認識するのでしょうか。

（職員課副参事）やはり対応が必要というふうに考えておりますので、今後も職場巡視の際には状況を確認しまして、早急に対応するように指導をしてまいりたいと考えております。

（矢島）そうですね。ちゃんと指導するべきですね。指摘を受けたにもかかわらず原課がそれについて何も対応しないのでしたら、やはり委員会のほうでしっかりと指摘をして改善させるべき、お願いするのではなくてさせるべきの案件だと思いますので、その辺のところはぜひともそういう認識を持ってやってください。よろしくお願いをします。次です。その下、ストレスチェックの指導委託料ですが、ストレスチェックを行ったということですが、ストレスチェックの検査結果について率直な感想をお聞かせください。

（職員課副参事）ストレスチェックの全体の実施をした全体評価としましては、全国平均に比べて仕事のコントロールの自由度ですとか、量的負担、あるいは上司、同僚の支援、いずれについても全国……失礼しました。仕事のコントロールの自由度は全国平均よりも若干低いのですが、それ以外の仕事の量的な負担、上司、同僚の支援については全国平均よ

りも下回っておりまして、総合的な健康リスクが低いという結果になっておりますので、そういうふうに認識をしております。

（矢島）例えば私たちが請求したらその結果というのはいただけるのでしょうか。

（職員課副参事）ストレスチェックの集団分析結果につきましては、担当部長及びそれぞれの所属長に限って提供しておりますので、位置的には公開、非公開になるふうに考えております。

（矢島）多分その議論したら大変なことになってしまうのでしませんけれども、ストレスチェックの検査結果で何かしらの傾向的なものがあらわれたかどうか。例えば業務の内容だったりとか、ある課に突出しているとか、何か特徴的な傾向があったのかどうか、その辺についてお聞かせください。

（職員課副参事）各所属ごとの集団分析結果から見られる傾向としましては、全国平均よりも高い集団が42集団ある中で9集団ございました。その全国平均よりも高く割合が出ている部署の見られる傾向としましては、来庁者対応が多い部署、それから苦情が多いような部署、それから小さいお子さんを預かるような、そういった現場ではストレスが高いというふうな状況というか、傾向が見られております。

（矢島）内容が非公開ということで、ちょっと詳しく聞かせてもらいますけれども、来庁者が多い担当と今おっしゃった苦情が多い担当、それから小さいお子さんに対応する担当、具体的にどことどことどこと教えていただけますでしょうか。

（職員課副参事）来庁者多いところにつきましては、市民課、それと小さいお子さんの対応というところでは保育所、それから苦情相談の部分では環境課、そのほか来庁者が多いところでは国保年金課、あるいは長寿いきがい課、それと相談が多いところというところでは産業振興課というところが全国平均よりも高いという結果があります。

（矢島）ほとんどのところは市民対応するところなので、その中でもそういう傾向があらわれている。それに対しての対策についてはどのようにお考えなのか伺います。

(職員課副参事) 総合健康リスクにつきましては、このストレスチェック制度が平成28年度から始まったものです。平成28年度、平成29年度の中で28年度全国平均を上回っているところが平成29年度は全国平均を下回っているというところがあります。内容としましては、人事異動があったりですとか、職場の上司の支援という部分からすれば所属長、あるいは周りの管理監督者、同僚とかかわった部分というので人間関係の面でのストレスの解消というのがありますので、引き続きストレスが全国平均よりもふえているところにつきましては、そういった状況を分析しまして、人事配置等の参考にしていきたいと考えております。

(矢島) 今のお話ですと、極論的に言うと、では組織的な問題ではないよというようにも聞こえたのですけれども、人対人の影響が大きいというふうに認識しているということによろしいでしょうか。

(職員課副参事) そういった部分もあるのですけれども、あとは時間外の多さというのも見つつ、人的な配置での対応という部分も考えられるかなということをございます。

(矢島) もし時間外が大きな影響を与えている要因の一つだとすれば、何とかしなければいけないのではないかなと、ですからどういう工夫をするのですか、されているのですかというふうに伺ったつもりだったのですけれども、お考えはあるでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 先ほどの部分ですけれども、当然今回ストレスチェックというものが28年から本市も導入いたしまして、28年、29年と2カ年現在結果が出ております。これにつきましては、先ほど申し上げました28年度も全国平均を上回っているところ、それから29年度も全国平均を上回っているところ、こういったところも何か所かございます。こういった部分については、当然組織的なものも幾らかというか、関係してくる、それから個人によってストレス耐性というものも当然変わってきますので、人を入れかえてというか、失礼しました。人事異動等を行っても改善ができていない部分があるのも認識をしております。そういった中で、特にストレスがたまっていると思われた今回市民課等につきましては人員増を行いまして、時間外の縮減を図ったというところも

ございますし、そのほか所属長とどういった仕事がストレスになっているかということをお話させていただくことを所属長を中心に検討いただくこととお話させていただいているという状況でございます。

以上でございます。

(矢島) では、次に行きます。

一番下、職員健康管理業務委託、これも毎回質問させていただいているところで恐縮なのですが、前回の決算から健康診断の再検査の受診率については、いろいろ努力されているとも聞いておりますが、どのくらい上がったのでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) 昨年度の決算のときにご質問等があったわけですが、平成28年度の再受診率につきましては30%という数字でございました。平成29年度につきましては、42.7% (P.21「41.7%」に発言訂正) という形になっております。

(矢島) なかなか100%にならないのですけれども、非受診者の傾向というのはあるのでしょうか。先ほどのように例えばどのような部門の職員が再受診を受けていないとか、例えば年齢に偏りがあるとか、業務内容に偏りがあるとか、そういう傾向があったらお答えいただきたいと思えます。

(総務部参事兼職員課長) 毎年度80名前後が再受診の対象になっているわけですが、受けない方の傾向ということですが、分析まではしておりませんが、比較的年齢が高い方が再受診をされない。と申しますのが、私どもで考える中ではやはり加齢によってどうしても私どもも持病というか、そういった部分が出てくる中で、そういうところが健康診断で出てきているのではないかという自分の判断があるのかなというところも想定としては考えております。

以上でございます。

(矢島) 何回も申し上げているのですけれども、極端な話、極端なことを言えば職員さんというのは本当に市民の皆さんにかわって行政事務を取り扱って、市民からしてみたら、いただいているわけです。病気になられたりとかすると、その事務が一時的にも滞ったりとか、効率的でな

くなったりするわけです。それを防ぐために自分たちの税金でぜひ健康診断を受けてくださいよと、見事に定年をハッピーリタイアで迎えてくださいよという気持ちを持っている人も少なくないと思うのです。にもかかわらず受けないというのは、自傷行為に等しいのではないかなぐらいに思ってしまうのです。そこで、職員課としては健康診断を実施することのそもそもの意義というものをどのように認識しているのかお伺いします。

（総務部参事兼職員課長）お答えいたします。

定期健康診断につきましては、鴻巣市職員安全衛生管理規程、こちらに実施をするということで規定をしております。そこでの意義として、私どもでは2つの意義があると考えております。まず第1といたしましては、市としての意義ということとは、やはり職員の健康の確保というのが事業者、あるいは市としての意義であると考えております。もう一つ、職員としての健康診断の意義があると思ひまして、それはやはり委員さんがおっしゃっていただいたとおり、健康で公務を推進していく、そのために健康診断を受診するという意義があると思ひます。当然私たち公務員、全体の奉仕者として事業を推進していくわけですので、公務をやはり推進していくためには健康でないと全力を挙げてやっていくことができないといったところがありますので、そのためにはやはり健康状態を常にチェックをして健康を保つ努力を個人、それから組織としてしていく必要があると考えております。

以上でございます。

（矢島）毎回行っているのですが、そろそろ結論的なことを聞きたいのですが、再検査100%にほど遠い数値ですけれども、突き詰めるところこれは職員の資質の問題なのか、それとも受診したくても受診できないような組織の問題なのか。職員の資質の問題なのか、組織の問題なのか、どのように考えているのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）大変難しいご質問かなという認識なのですが、やはり先ほど申し上げました職員一人一人が全体の奉仕者としての意識を高めて、よく言うセルフケアという部分の意識をやはり高め

ていかなくてはいけないというところの個人の問題、それから職員の健康を管理する職員課として、また所属長として部下の健康を管理するという部分のいわゆるラインケアという部分、この2つの問題というか、認識を高めていくというところが今課題になっているというふうに考えております。

（矢島）では、この問題最後なのですけれども、なじまないとは思うのですけれども、再受診をしない職員に対する懲戒処分、なじみませんよ。なじまないのは重々わかっているのですけれども、なぜこれだけ受診しましょうと言ってもしないのか。そうなってくると、懲戒処分とかというのは、なじまないのは重々わかっているのですけれども、そういう検討というのはされるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）委員おっしゃるとおり、この健康診断の再受診の命令というところについては、分限の制度の中に受診命令というのがございます。ただ、こちらにつきましては、分限に抵触するような形での行動だとかが見えた場合に受診を命令するというような内容になっておりまして、現在の私たちの状況では、本市の状況におきましては昨年度数字の部分が低いということで確認をいたしておりまして、その後1月にもう一度健康診断がありまして、その結果が出るのが年度末という形になったので、取り組みが大分おくらせてしまった部分は申しわけないのですが、これまで1度再受診の勧告という形で、指導という形で文書でお願いというか、指導をしていた部分がありましたが、今年度に入りまして職員課と所属長とのヒアリングの中で、所属長を通じて受診の部下の指導をきちっとお願いしたいということと、再度職員課からもう一度受診を指導するということで、それからもう一つこれまで健康診断の再受診については1日職務専念義務の免除という形で、いわゆる休暇がとれていたわけですけれども、これは運用をちょっと見直しまして、1日は1日なのですけれども、時間単位で結果を聞きに行く、2日必要な場合には行った日と結果を聞きに行くというような形での運用の見直しを今年度から始めたところですので、繰り返しの受診指導、それからこういった運用の見直し、この部分を繰り返し行っていくという形

で現在のところは対応をしていきたいと認識をしております。

以上でございます。

(矢島) 次に行きます。

111ページ、一番上の負担金、補助及び交付金、防犯協会と暴力排除推進協議会の負担金、この2つの加入者数、団体への加入者数、事業内容、その団体の総事業費についてお聞かせください。

(自治文化課長) まず、鴻巣地区防犯協会負担金のほうですけれども、こちらにつきましては事務局が鴻巣警察署になっております。活動内容といたしますと、防犯情報の発信、警戒情報、金融機関ファックス、振り込み詐欺防止キャンペーン、小学生向け防犯チラシ、青パト広報、防犯グッズの配布、そして地域安全運動の推進としまして、地域安全暴力排除推進総決起大会の開催、防犯ポスターの顕彰等を行っております。また、街頭補導、振り込み詐欺防止活動等も行っております。総事業費ですが、平成29年度の決算におきましては、おおむね380万でございます。負担金は、人口1人につきまして24.5円という計算になっておりまして、基準日が平成28年9月1日の人口で11万9,038人を掛けたものになっております。

次に、鴻巣地区暴力排除推進協議会の負担金についてですが、こちらにつきましては事務局が鴻巣市となっております。活動内容といたしますと、地域の安全暴力排除推進総決起大会の開催、振り込め詐欺防止啓発品の配布等を行っておりまして、加入団体数が37団体になっております。先ほどの鴻巣地区防犯協会の団体数につきましては29団体になっております。それから、鴻巣地区暴力排除推進協議会のほうの総事業費ですが、平成29年度の決算で99万8,697円、負担金につきましては人口1人につき4.5円、基準の平成28の9月1日で11万9,038人というふうになっております。

(矢島) 防犯協会のほう29団体加入されているということで、鴻巣市の負担金が290万。鴻巣市が290万で、29団体。先ほど人口割の話が出てきましたけれども、ほかの団体というのはどういう算出の根拠で負担金を支払っているのでしょうか、28団体は。

（自治文化課長）負担金につきましては、鴻巣市と北本市での負担になっておりまして、それぞれ鴻巣市、収入としますと……負担金につきましては、鴻巣市と北本市の両市ということになっております。

（矢島）最初に聞けばよかったですけれども、鴻巣地区とありますが、鴻巣警察署管内というふうに読んでよろしいでしょうか。

（自治文化課長）はい、そのとおりです。

（矢島）了解しました。

次です。その下、平和事業について最後お尋ねします。まず、この平和事業を担当している部署として、非核平和都市宣言をどのように受けとめているのか、見解を伺います。

（自治文化課長）非核平和都市宣言につきましては、皆様もご存じのとおり、昭和62年の7月に非核平和都市を宣言している自治体でございます。日本非核平和宣言自治体協議会につきましては、設立の趣旨に本市も、非核平和都市宣言都市ということで、日本非核平和宣言自治体協議会の趣旨に同調しておりまして、現在及び将来の国民のために世界恒久平和の実現に寄与することを自治体に課せられた重大な使命ということで認識をしているところでございます。

（矢島）ちょっと聞き方を変えますけれども、では非核平和都市宣言自治体として、その役割をどういうふうに考えているのかお聞かせください。

（自治文化課長）役割ということですがけれども、本市におきましては平和事業としてこれまで国民平和大行進や反核平和の日リレーの会場提供を初め、平和を願う写真展や小学生の親子を対象とした親子平和バスツアー、平和講演会、平和アニメ上映会、フラワーラジオや市役所の庁舎内放送を活用した平和祈念メッセージ放送などの事業を実施してまいりました。本年度につきましては、幅広い世代かつより多くの市民の皆さんに平和を考えていただくことを目的としまして、平和アニメ上映会にあわせ、平和講演会を開催し、旧満州からの引き揚げを体験された方の講演を行うなど、平和事業の拡充を図ったところでございます。今後におきましても、非核平和都市宣言自治体として平和事業を継続して推進

してまいりますとともに、団体等の活動に対して団体の実施体制を…し、支援を行ってまいりたいと考えております。

（矢島） ちょっと具体的なことをお伺いいたしますけれども、戦争体験のお話しいただいたりとかしている事業も行っていると思うのですが、当たり前ですけれども、戦争を体験していらっしゃる方はどんどん、どんどん高齢化して行って、言い方は悪いのですが、経験されている方も減ってきている、そういう状況の中で、鴻巣市は語り部さんの確保というのはどのようにしているのでしょうか。例えばそういう登録制があるとか、どういうふうに確保しているのかお聞かせください。

（自治文化課長） 委員さんのご指摘のとおり、年々語り部の方は少なくなってきました。そういったところもございしますが、貴重な体験談をご講演いただくために、関係している埼玉県平和資料館ですとか、近隣市町村などの情報を収集しまして、一応語り部の方を紹介していただくなどして、語り部の方の発掘に努めているとともに、今現在は市内で1名、それから北本市の方が1名ということで、今ご紹介が1人市内の方で出てきているというような、そんな状況で、今現在3名程度の語り部がいらっしゃるという状況でおります。

（矢島） 確かにそうですね。広く見ればまだ語り部さんも何人かいらっしゃるかもしれませんが、では鴻巣市の市民でとなると今お一人しかいないということで、何かしらの方法で市内の語り部さんを発掘するというような努力をしてもいいのではないかな、例えば人数がふえていくようでしたらこれから質問するようなことにも対応できるのかなと思って次の質問をさせてもらいます。

以前に質問したときに、児童生徒への啓発の取り組み状況について教育委員会とは連携していきますよという答弁をいただいているのですが、どのような教育委員会との連携を図って取り組みをしたのか、しようとしているのか、お聞かせください。

（自治文化課長） 前回の委員会におきまして、当然お約束させていただいたことについては、早期に教育委員会のほうともちょっとお話をさせていただいたのですが、時期的にちょっと遅かったということも

ありまして、次年度の対応でちょっと少し考えていきたい。ただ、近隣の市町村の状況もちょっと調べたのですけれども、なかなか学校を通じてやっているところは少なく、和光市なんかの場合ですと持ち回り、学校を1カ所ずつ回っている程度ということで伺っております、なかなか学校との連携も難しいと。特に高学年になりますといろいろな授業がいろんなところから頼まれるということで、やっぱり授業数も含めましていろいろな補償問題が発生する。そうすると、低学年の子どもが対象になるのですけれども、その辺にどの程度のものを周知していくかというのが若干の問題があるのかなというふうに認識しております。今回につきましては、チラシをほかの親子見学バスツアーも含めまして用紙をつくりまして、夏休み子ども交通安全教室、こちらのほうがございましたので、こちらのほうに子どもさんが224名、学童が376名、大人が91名、母の会が96名のおおむね768名程度にチラシのほうを配布させていただいたということで対応しております。

（矢島）先ほど語り部さんの確保云々と言ったのですけれども、もし市内に語り部さんが例えば登録されている方がたくさんいらっしゃれば、1人が全部負わるのではなくて、分散して学校でそういう戦争体験をお話しいただくようなことも可能なわけなので、そういう語り部さんの発掘をされたらどうですかということと、学校がいろいろなことを頼まれるというような話をしてくれましたけれども、これ頼むことではないので、これは鴻巣市の特徴であり、鴻巣市のこういう宣言をしている使命だと思うので、その辺のことは教育委員会のほうにしっかりと認識をしていただいて、どちらかという教育委員会のほうでぜひやらせてくれというような意識改革をしていただきたいようにも私は思うのですけれども、最後にこの見解を伺って終わりにさせていただきます。

（自治文化課長）担当課としますと、校長会のほうにお願いに上がりまして、積極的に活動ができるようお願いしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

（総務部参事兼職員課長）申しわけありません。先ほど矢島委員の答弁

の中で、健康診断の再受診率42.7%と私答弁をいたしました。申しわけありません。41.7%ということで、申しわけありませんが、ご訂正のほうをお願いいたします。

(委員長) 訂正のほうご了承ください。

(野本) それでは、まず65ページから質問をさせていただきます。一番下の総務課の行政事務法律相談事業がありますが、この内容について、執行されている内容について伺います。

(総務課長) お答えいたします。

各課が事業を遂行する上で法律的な問題が生じたときに、契約を結んでおります顧問弁護士の先生にこちらに定期的に来ていただいて行う定期の相談と、それから必要に応じて臨時相談ということで事務所に赴いて相談ができる、それから電話等での簡易相談で法律の相談ができるという事業でございます。

(野本) 説明はいただいているので、具体的に何件ぐらいそういうことをしてきたのか、具体的にその問題がどのくらい生じていたのかということ伺いたい。

(総務課長) 失礼いたしました。平成29年度では相談件数が46件ございました。例えば長寿いきがい課ではサービス委託事業者からの疑義が生じたということで、それに対する相談、あるいは道路課の損害賠償請求の対応についての相談等がございました。前年度28年度では33件ございました。これらで弁護士からアドバイスをいただくことで適切な対応ができるという、一歩先に進んだ、そういう回答をいただいております。

(野本) 29年度に行われた相談については、前年度よりふえているということですが、基本それは解決しているというふうに見てよろしいのでしょうか。

(総務課長) 例えば回答の文書を書くときこの内容で大丈夫かどうかというところでは、回答文書をつくったところで解決しているものもございますし、引き続き訴訟なりとかで継続している案件もございますので、解決しているものと継続しているものがございます。

(野本) 例えば継続しているものというのは、長いものは年をまたいで

何年くらいなっているとかというものが事例としてあるのですか。

（総務課長）統計は申しわけございません、とってございませんけれども、確かに複数年、2年、3年、2年にわたるものがございます。

（野本）その長引いているものについても、基本この相談事業の中で最後まで追っていくということになるのでしょうか、それともほかに解決しないものは別なものに移行していくのか。

（総務課長）この顧問弁護士の先生にご相談を続けるというケースもありますし、例えば新たに弁護士の方をお願いして訴訟の対応するというケースもございます。

（野本）わかりました。

次に、79ページの一番下の総合政策課の総合教育会議運営事業について、今年度はどのような活動内容だったのかを伺いたと思います。

（企画部副部長兼総合政策課長）平成29年度は、1回会議を開きました。内容につきましては、小中学校の適正規模、適正配置についてと、あと外国語教育の推進についてということで意見交換を行いました。

（野本）ちょっと確認的な質問になりますが、これは開催されない年もあるということだったのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）今のところ、この総合教育会議始まって以来毎年開催はしております。

（野本）わかりました。

次に、81ページ、引き続き総合政策課の件で若手職員政策研究事業のシティプロモーションチャレンジ事業、これはたしか2年間にわたっての事業だったと思いますが、この事業、平成29年度は2年目ということでよろしかったのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）はい、2年目でございます。

（野本）その成果について伺いたと思います。

（企画部副部長兼総合政策課長）若手政策研究事業としまして、29年度シティプロモーションをテーマに取り組んでまいりました。昨年度シティプロモーション動画で「ともだち」という短編の動画をつくりましたけれども、それに若手政策と一緒に加わりまして、実際の撮影現場から

実際のシナリオから全てに加わりましてシティプロモーションの動画を
作成したところです。

あともう一つは、インスタグラムというSNSがありますが、インスタ
グラムを活用したイメージアップ戦略というところの提案もしたのです
けれども、これがちょっと若手政策の中では実現までは至らなかったと
いう状況です。

（野本）シティプロモーションということは、要するに鴻巣市の魅力を
発信するとか、売り出すというような意味合いがあると思うのですけれ
ども、今の答弁ではシナリオから撮影からやっていただいたということ
ですが、このでき上がったものの評価というのはどういうところにある
と思われませんか。

（企画部副部長兼総合政策課長）評価といいますと、最終的には鴻巣市
の魅力を市外の方に感じていただいて、鴻巣に住んでいただいて定住促
進、人口減少の抑制にというところに至るものだと思いますけれども、
単純に例えば動画だけの評価となりますとアクセス数だとか、そういう
ところでの判断になるかと思えます。

（野本）例えば今動画だけの評価だとアクセス、これは例えばどのくら
いを見込んでいって、どういうアクセス数だったという、そういうこと
はあるのですか。定量的なものというのは。

（企画部副部長兼総合政策課長）アクセス数の目標値というのは特に定
めてはいないところです。今回の動画についてはまず1回目、今後どう
するかというのもあるのですけれども、鴻巣市としてシティプロモーシ
ョンという位置づけの中での動画ですので、よくテレビでいろんな市、
町のテレビでコマーシャルとかあとバラエティ番組とかで取り上げら
れて、ああいう場合ですと多分アクセス数相当上がっていくと思うので
すけれども、なかなか同じようにやっているところが多いと思えますの
で、その辺難しいと思えますけれども、ただこの動画だけでシティプロ
モーションを、シティプロモーションってどうしても動画につながって
しまうのですけれども、そうではなくて、シティプロモーションという
部分については動画とそのほかの部分も含めていろんな取り組みの中

で、先ほども申し上げましたが、人口減少の抑制だとか、定住促進につなげていきたいという、そういう考えでございます。

（野本）私もそうだと思います。そうすると、この動画ができた、ではそれで次のステップどういうふうにするということが想定されているのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）例えばこの動画だけをとった場合、この動画を今度はどういうところで配信していくかということが重要だと思っておりますけれども、現在まだそこまでは動いていないところです。例えば今NACK5で、議会のほうにもお知らせしておりますとおり、我がまち自慢コンテストのような形で第1次審査が終わりまして、全体で70の自治体から応募があって、そのうち鴻巣は第1次審査を通りまして10に選ばれました。その10の審査が8月いっぱいまで終わっていますので、最優秀に選ばれば1年間無料でコマーシャルしていただけるという、そういういろいろな多角的な部分で鴻巣を売り込んでいって、知名度アップというところに図っていきたいというふうに考えております。

（野本）今ご説明のあった事業は、この決算書に出てくるものではないですね。今やっていることですものね。決算書には出てこない。その次の部分でもあると。答弁を聞いていると、一般の感覚に置きかえていくと何かを売り出すためにチラシをつくるまでやりました、けれどもこのチラシをどう使うかがまだ決まっていなみたいなふうに聞こえるわけです。普通はチラシはここに折り込むためにつくるのですよというのがあってチラシを製作していくわけですね。そういうところの感覚というのはないのでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）まさしく今委員がおっしゃるとおりです。その辺は総合政策課内でも考えているところで、例えば動画を、ちょっと極端な例といいますと、昔で言うと新宿のスタジオアルタでしたっけ、ああいうような広く、お金はかかるのですけれども、費用はかかるのですけれども、そういうところで鴻巣市をPRするとか、そういう提案はされているのですけれども、まだ今年度はそこまでは至っていないと。内部ではそういう話は検討しております。

(野本) こういう事業は確かに行政の取り組みとしてやるとこういうふうになるのかもしれないけれども、時代の流れの中でやっていく上ではスピード感とか、センスとか、そういうものでやっていかなければ余り成果にはつながらないのではないだろうか。だから、このやったことは別な成果なのかなというふうには思うのです。若手職員の育成だとか、そういうことなのかな、それをここに当ててみたのかなというふうに見えるのです。そこのところを総合政策課としてやっていく上では、本当に鴻巣市を売り込むというためにはきちっとかけるべきところにお金をかけてやったほうが成果が生まれるのではないかというふうに私は決算書を見ながら思うわけですが、いかがでしょうか。

(企画部副部長兼総合政策課長) まさしくそのとおりだと思っております。今回の動画につきましては、ごらんになられたかと思うのですが、ちょっとかた苦しくつくっております。1回目であったので、そういうコンセプトでっております。よくマスコミにこういうのを市外の方に知っていただくというのは、やはりマスコミの力が強いので、テレビとかでやっていただくのが一番いいのですけれども、ああいうのって例えば大分のシンクロナイズドスイミングでしたっけ、別府温泉とか、あとジェットコースターに温泉入れて走らせるとか、そういうちょっとおもしろさをつくらなとなかなかマスコミには取り上げられていかないのかなと。ですので、今後そういうところも含めてスピード感を入れて考えていきたいというふうに思っております。

(野本) そこのところはぜひとも、こういう事業でやるべきかどうかわかりませんが、鴻巣の魅力は本当に発信していただきたいなと思っております。ちなみに、先ほど今年度の事業の話が少しありましたけれども、それは総合政策課の取り組んでいる事業なののでしょうか。そのNACK5でやっているという、勝ち残っているというやつですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) はい、総合政策課で取り組んでいる事業でございます。

(野本) わかりました。それ以上進むと決算書ではなくなってしまうので、そこまでにさせていただきます。

次が83ページの引き続き総合政策の婚活支援事業について伺いたいと思いますが、この婚活支援事業にかけられている費用というのは、イベントもそうですし、あとマッチングもここに入っているということによろしいのですか。マッチングシステム。

（企画部副部長兼総合政策課長）システムにつきましては、買い取りですので、もう一度つくっておりますので、費用は発生しておりません。イベント等の開催費用になります。

（野本）29年度にはまだ成果が生まれなかったけれども、その後だんだん成果に結びついているというふうに説明されていたと思います。マッチングシステムとイベントの相互の連携と言ったらいいのかな、そのぐあいはやってみてどうなのでしょう。なかったときと今ということですか。

（企画部副部長兼総合政策課長）実績で申し上げますと、平成29年度がカップルの誕生数が24組ございまして、29年度にカップルになられた方の中から1組がことしになって結婚されたというところで、本人たちからは報告があったところです。なかなかカップルになられてもその後どうなったかというのは追えないのです。そうやって申告していただければ、結婚したのですと言っていただければいいのですけれども、なかなかその後どうなりましたとちょっと聞けないものですから、一応私ども知り得ている情報としては1組が結婚したというところまであれです。

（野本）そういう意味では、追えないかもしれないけれども、最初に言っておけばいいのだと思うのです。もしこれをきっかけに結婚に至ったときには報告してくださいと。ただ単にそれだけかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

（企画部副部長兼総合政策課長）済みません。30年度からさせていただきます。そのような話お伝えしながらこの事業を進めていけばいいなというふうに思っております。

（野本）本当に期待をしたいところなので、引き続き頑張ってくださいなと思っております。

次に入ると、ちょっと時間かけたいのですけれども、よろしいですか。

(委員長) ちょっと時間がかかりそうですので、ここで暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時19分)



(開議 午前10時39分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(野本) 次に、91ページの自治文化課の事業で、上から2つ目、芸術文化振興推進補助事業について伺いたいと思います。

以前も伺ったことがあるのですが、1,000万補助が出されていると。これは、鴻巣市施設管理公社に出されているのだったと思いますけれども、決算書に出てくるのはただここに1,000万と出てくるだけで、以前公益財団法人鴻巣市施設管理公社の経営状況を説明する書類というのが議会に配付されていて、それを見ると、中を見るとその1,000万という数字は1回だけ出てくるというか、15ページ、その中の資料の正味財産増減計算書内訳表というところに1行出てくるだけで、我々委員会委員としてよくわからないことが多過ぎると思うのです。それについて実際にどういうことが行われていて、市がどのように指導しているのかという部分について伺いたいと思います。

(自治文化課長) ご質問の鴻巣市芸術文化振興推進事業補助金でございますが、こちらの1,000万ですが、平成27年の4月1日付で要綱のほう整備いたしましたして、芸術文化振興による地域の活性化を図るため、芸術文化振興の推進に寄与する事業を行う鴻巣市文化センターを管理及び運営する指定管理者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するというふうになっております。1,000万円のこういった形で支出しているかということではよろしかったかなと思うのですが、こちらにつきましては文化センターのいわゆる公共事業が22事業ございまして、特にその中でクリア、施設管理公社が実施しております自主事業、そういったものがございまして、そちらの部分はどちらかというとクラシック等の比較的人が入らない、少ないといったようなところの事業になっておりまして、当然補助金でございますので、決算のほうには載ってきませんけれども、

自主事業報告書というものをいただいております、そちらの中で販売枚数ですとか、収支の差益を提出していただいております、主に先ほど申し上げました自主事業、そういったもののマイナスというか、収支差額としますと大きくマイナス、昨年約2,200万円程度の赤字ということで、そちらのほうに1,000万が補填されていくという状況になっております。

以上です。

(野本) 育てるといふ、市民の文化、芸術の意識ですとかも高めていく、あるいは育てていくというためには大変重要な事業ではないかというふうに思います。ただ、ではどういうものに使うべきとか、そういう事業の目的、補助金の目的という部分が要綱に定められたということだと思うのですが、その報告が上がってきたことに対する市の評価といいますか、指導というのはいかにされているのでしょうか。

(自治文化課長) 一昨年と比較しますと、収支につきまして悪化しているという状況です。その悪化している金額というのは大体600万円前後になるのですが、ただ一応一昨年の方に我々のほうとしましても収支、こちらのほうの赤字額を減少してほしいということでお話をし、内容の濃いものを作って事業数を減らすということで取り組んできたのですが、結果として収支のほうで赤字が増加したというふうになっております。

(野本) この芸術文化振興においては、単にその数字だけ赤字ではよくないとか、黒字を目指すとかというだけの話ではなく、いかに市民の芸術度合いを高められたかとか、高めていく計画の中にあるかとかという、そういう計画にのっとっているかどうかというほうが大切なのではないかなというふうに思うのです。そういうところをどのような尺度に照らし合わせられるのか。市の担当課の判断というのは課長がかわると変わっていくものなのか、要するに照らし合わせる尺度がないと、あるいは別な団体というか、判断する審議会ではないけれども、そういうものがあるとか、そういう一概に赤字だからだめとか、そういう話ではない。いかに市民の文化、芸術を高める途上にあるのかどうかということを図

ることが必要なのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

（自治文化課長）委員さんのご指摘はごもっともだと思っております。我々豊かな市民文化を創造していくためには、これまで多彩な文化、芸術に親しむ機会の提供を初め、地域に根差した個性ある取り組みの支援や市民の皆さんの主体性を生かした取り組みを支援するといった視点が非常に重要になると考えております。今後につきましてですが、こうした点を踏まえまして、市長部局、それから教育部局、連携をとりながら、6次総振にもありますように施策の計画的な推進に努めていきたいというふうには考えております。

以上です。

（野本）今答弁にあった市民の主体性を生かすという文言がありましたけれども、クレアが行っている自主事業の中にそういうものがあるのかどうか、ちょっと私には余り、何がそれに該当しているというのがよくわからないので、わかりかねるので、そのところは実際に29年度はあったのかどうか伺います。

（自治文化課長）なかなか市民主体で実施していくというのが地域における事業としては取り組んで、地域のいわゆる芸術文化の振興という部分では小さく進めてはいるのですけれども、委員さんが求められているような大きくというのはなかなか、どちらかというところと興行によって芸術、文化を提供していくというのが文化センターの今の役割になっておりますので、その辺につきましてはあくまでも文化センターだけの話でございますので、その他の場面、いわゆる公民館とか、そういった場面でもそういったところを進めていく必要は出てくるのかなというふうには考えております。

（野本）余りここに時間をとることもできませんので、今後もよろしくお願いしたいと思います。

次がちょっと飛びまして、113ページにやはり自治文化課の事業で、金山町友好交流事業、その下には友好姉妹都市事業という事業があります。金山町との友好交流事業は、これまでも積み重ねられてきていると思いますが、この友好交流事業という位置づけ、29年度は今までと違った何

か新しいことがあったのか、あるいはこれから何を生み出していくのかという部分について伺いたいと思います。

（自治文化課長）まず、金山町の友好交流事業でございますが、こちらにつきましてはこれまで同様、湖水まつり等のイベントに対して職員を派遣してにぎわいをというところで、相手の金山町さんのほうも一応そういうところを強く望んでいるところございますので、その辺の事業を進めていきたいというふうには思っております。また、人口が2,000人程度の町ですので、双方での交流というのもなかなか難しいという点もありますので、現状を維持したいというふうに考えております。

また、友好姉妹都市の状況ですけれども、引き続き沼田市のほうと友好交流のほうを続けておりまして、なかなかはっきり言えないところもありますが、いずれは姉妹都市締結が我々のほうも使命かなというふうに思いながら、沼田市との交流を深めているところでございます。主に今回行った内容としますと、去年は自治会の連合会さんのほうと沼田市さんのほうの自治会のほうと交流会を図ったりですとか、また議員さんの方々が一応沼田市さんのほうへ沼田まつりのほうに参加していただいたとか、そういったことで交流のほうを深めているところでございます。

（野本）交流するということでもどちらにとってもいい面があるかと思えますけれども、ただこれを市として市の税金を使ってやっていくという意味では、その意義の部分が明確になければならないのかなというふうに思うのです。その部分に対してというのは考えがあるのでしょうか。

（自治文化課長）近年平成の大合併以降、友好都市を精査していこうという市町村の動きも大分出ているのも状況としては当然把握しております。当然合併によって友好都市の数がふえて、では実際に友好都市を結んで何のメリットがあるのかというようなところ、どういった交流をやっていくのかという話というのは非常に多く聞いております。そういった中で、以前ちょっとお話をさせていただいた上田市さんとか、そういったところにお話を聞いたところだと、場合によっては少し整理していく必要も出てくるのかなんていう話も担当者の中では出ていたりすることもございました。これは、沼田市のお祭りのイベントの際に上田市

さんも入っておりました。そういった中でお話を聞いたところなのですが、けれども、当然当市としましてもそういった周りの状況も踏まえて、本市にとってどんな当然メリットが出るのか、そこはきちっと認識した上で友好都市を結んでいく必要があるというふうには捉えております。

（野本）今沼田市のことも出てきましたが、恐らく観光協定を今観光協会同士で結んでいるということで、そのもとは小松姫の墓というつながりなのかなというふうには思うのですが、友好都市ですとか姉妹都市ですとか、例えばここと結ぶことによって我が市がメリットを受けていこうという、こういうやり方がいいのかどうか分からないけれども、戦略的な友好都市の結び方というのは恐らく地方はしていると思うのです。というのは、本当に山のほうとか、自然の多いところは観光客を誘致したいと、あるいは産品を販売するルートをつくりたいと、かなり積極的にやってくると思うのです。どちらかというところ、そういうふうには捉えると鴻巣市の場合はどちらかというところお客様になるのかというふうな感触もとれなくもないということを考えて、例えば今後については今災害の協定ですとか、視点がもうちょっとはっきりとしていくと何がやるべきことで、何はやらなくていいことだということがわかってくるのではないかと思うのです。ただ漠然とつながっていることの中から何かを探り出そうというよりは、何のためにどこと協定を結ぶとか友好を結ぶとかというふうには持っていくという視点の切りかえは必要なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

（自治文化課長）そこにつきましてなのですが、今年度ちょっと秋にかけて沼田市のほうと少しそういったところを協議していくということでお話のほうはしております、そこの中で例えばうちに沼田市さんから来てもらうというメリットというのはなかなか難しいのかな、そうすると我々が行ったときにどんなサービスが受けられるのかとか、当然向こうは果物狩りですとかいろんな名所等もございますので、そういった中で市民のメリットをつけていきたいというふうには考えております。ただ、当然向こうの観光側としてホスト的な問題も含めまして、また他市との友好都市の状況も踏まえまして、当然問題は多々ある

かと思いますので、そういった中で話し合いの中で精査していきたいというふうに考えております。

（野本）友好ですとか姉妹ですとかという市の関係というのは、鴻巣市の場合には少ないのではないだろうというふうにも思えるのです。市によってはいろんなところと関係をつくっているところもあるのですけれども、それについてはどう考えるでしょうか。

（自治文化課長）他部署においても、例えばコウノトリの関係ですとか、災害協定ですとか、いろんなところで他市との交流も図っておりますので、友好都市として進めていく市町村、特に同規模の市町村であったりとか、そういったものというのは今後も引き続き検討してまいりたいというふうには思っております。

（野本）では次に、127ページの選挙管理委員会事務局の事業について伺います。

選挙が昨年度は衆議院選挙が行われて、歳入のほう39ページのところを見ますと、3,770万8,258円が歳入として入っていて、この歳出のところでは4,067万2,258円になっていますが、その差額は市の独自財源なのでしょうか。

（総務課長）お答えいたします。

その差額、296万4,000円になると思います。これは、市の負担になります。

（野本）そうすると、総枠の中で、その独自財源というのは何に使うべきなのかというか、逆に補助金の使い方が決まっていて、独自財源は何をするという予算の役割分担というのがあるのですか。

（総務課長）この差額なのですけれども、衆議院選挙で必要な備品を購入させていただきました。その備品のうち国政選挙の場合、委託費に乗せられるもの、備品については9分の4は各自治体が負担するようという仕組みがございますので、備品を購入させていただいて、その9分の4が264万ということで自治体の負担とさせていただいた次第でございます。

（野本）わかりました。最近選挙の投票率というものがなかなか上がっ

てこないというふうに言われておりますが、鴻巣市の場合その投票率については、選挙管理委員はどのように受けとめているでしょうか。推移という部分では。

（総務課長）国政選挙におきましては、埼玉県内、埼玉県が28年に分析したところでもだんだんと低下傾向にはございます。鴻巣市の市長選挙におきましても、過去には60%、70%という時代もあったのですが、長期的に見ると残念ながら低下傾向にはあります。

（野本）議会のほうでもやはり問題になっているのは、もちろん投票率もあるのですが、今は地方を中心に議員のなり手不足というようなことが課題になってきていると。これは、投票率もさることながら、行政ですとか、政治ですとか、そういうものに対する関心が何か市民の中にだんだん薄くなってきているのではないだろうかというふうに思うのです。そういうふうを考えていくと、その部分を補完するのは啓発ということだけでできるのだろうかというふうにも思うのです。そこところは啓発を含めて選挙管理委員会、今後の投票率を含め関心を上げていくことに対してこれまでの事業から何を課題と見ていけばいいのか、ちょっとありましたら伺いたいと思います。

（総務課長）お答えいたします。

投票率、年代別に見ますと、18歳に年齢が下がったところから、18歳、19歳は割と高目でございます。それから、20代になりまして下がってきて、30、40、50とだんだん上がっていくという傾向がございます。やはり選挙管理委員会としましては、選挙啓発が主な事業にはなってしまうのですが、若い方に政治、選挙に関心を持っていただくということで、主権者教育につながる啓発ができたかなというふうには考えております。今年度の事業になりますけれども、鴻巣高校、鴻巣女子高校との包括連携協定に基づきまして、一緒に選挙の啓発事業が何かできないか、両校の教頭先生とご相談させていただいたところ、選挙啓発、街頭啓発ならできるよということでご協力いただきまして、JR鴻巣駅で鴻巣高校、女子高校の生徒さん15人と啓発をしていきました。テレビの取材とかもあったのですが、高校生の感想としてはこの選挙のことについて家に帰

って話してみたい、あるいは生徒会の生徒さんでしたので、学校に戻ってから選挙について話してみたいという感想も聞かれたところですので、そういうところ粘り強くやっていくことで若い方にも政治、選挙に興味を持っていただけるのかなとは思っております。

（野本）すごく若い世代への働きかけというのは重要なのだろうと思います。というのは、たまたま聞いた話というか、知り合いが言っていたことなのですが、年齢的には30代後半ぐらいの人がことし初めて選挙に行ったと。つまりそれまで行っていない。だから、選挙に行ったことがある人は選挙に行くのだと思うのです。選挙に行ったことない人が行かないという傾向もあるのではないだろうか。ということは、いかに早く選挙に行くという感覚を若い世代から身につけていくということは、その世代がずっとつながっていくことになるのではないかと思うのですけれども、30年度は高校ということで、そういう部分に期待をしたいと思いますが、最後に今後についてのことも伺って終わりにしたいと思えます。

（総務課長）お答えいたします。

早い時期からということでございます。市内の中学校では、生徒会の選挙等のときに投票箱の貸し出し等も行っておりまして、選挙になじむように学校でも活用していただいております。それから、高校との連携につきましては、次年度以降の選挙におきましても例えば選挙立会人になっていただけるかなとか、事務従事者への参加はどうかということで、一回提案は今年度もしたのですけれども、テストの時期とか、学校の学習の考え方等もありましたので、実現は至らなかったのですけれども、そのあたりもまた高校の先生とも協議しながら、若い世代への啓発に努めてまいりたいと思っております。

（坂本）今のやりとりは大変参考になるのですけれども、私、議員の立場でいろんなことを考えると、やっぱり政治は自分たちの生活はそういう政治の中でしっかりと条例何をつくられて、それで全部これに縛られていくのだと、やっぱりそういうものをきちんと意識させるという、大変になるのだよという、やっぱりそういう教育が一番大事かなと今聞い

ていて感じたのですけれども、その部分については特に今やっていたからいいと思うのですけれども、私の質問に入りたいと思います。

ページ79、契約検査課についてです。この中で、昨年来入札結果等で総合評価方式って取り入れてきたよね。だから、その辺についてどうも私ももうちょっと勉強したほうがいいなと思いますので、これは導入の時期はいつごろからなのか、まずそこから。

（契約検査課長）平成20年度からです。

（坂本）今まで入札結果見ていて余り気にしないのでわからなかったのかなと思うのだけれども、では毎年これは入っていたということなのか。

（契約検査課長）21年度（P.45「22年度」に発言訂正）にゼロ件というのがありましたが、その後はずっとあります。

（坂本）特に29年度私はちょっと気になったので、その29年度の総合評価方式の件数とその金額なり、あと業者名、それが発表できるのであればお願いします。

（契約検査課長）件数は29年度全部で9件やっております。金額のほう1件ずつ。

（坂本）業者幾つか事業重複してとっているところがあると思うので、その辺、だから業者名と合計金額でもわかればいいか、その辺まで。

（契約検査課長）済みません。ちょっと合計金額今足さないと出ないのですけれども、業者さんは業者名ということによろしいですか。一番多いのが梶山工業さんで9本中5本とってございます。それから、日建さんが2本です。それ以外ですと、河野組さんが1本、株式会社シムラさんが1本。全部で9件。

（坂本）県のそういう担当課のほうからこの事業についてはいいですよというようなことで、それが決定されているということだった。市のほうからこの事業どうでしょうかと県に上げて、県がオーケーすれば総合評価になるという形だったような説明を受けたことあるのです。その中で、総合評価の基礎になる、要するに会社の入札参加業者の基礎点というかな、その辺がやっぱり市の判断がかなり入っていると思うのだ。点

数で何点という多分基礎点を決めていくと思うのだけれども、それらについてもうちょっと詳しく教えてもらえるかな。

(契約検査課長) まず、総合評価をかける場合なのですけれども、地方自治法で落札決定基準を定めるときはあらかじめ学識経験を有する者に意見を聞かなければならないというふうに決まっております。この学識経験の意見を聞くというのが結構大変でございまして、埼玉県の場合はこの規定を受けまして学識経験を有する者と発注者のうちから知事が選任した委員をもって構成する埼玉県総合評価審査委員会を設置しております。その総合評価審査委員会の要綱の中で当分の間市町村が総合評価によって発注する工事については、下部組織である総合評価小委員会、こちらに審議を行わせることができるという形になっています。鴻巣市におきましては、この総合評価小委員会のほうに案件の審議をかけることによって、学識経験者に意見を聞くという形をとってございます。審査の内容なのですけれども、こちらのほうは、もとは埼玉県で毎年ガイドラインというものを出してございまして、それをほとんど踏襲した形でつくっております。昨年度やった9本のうち、パターンが2つあるパターンでやっております。標準型でやったのと、あとパッケージというのでやったのと2つございます。標準型が一般的ですので、標準型のほうからまずご説明させていただきたいと思っております。まず、企業の技術能力ということで、過去2年度間の工事成績、こちらの平均点で点数をまずつけている部分がございます。次に、企業の社会的貢献度ということで、災害防止活動、こちらの実績ということで、まず市と協定を結んでいるかどうか、これで点数をつけております。また、あと災害防止活動、市からの要望によって災害防止活動を行ったかどうか、過去2年度間です。こちらも点数になってございます。続きまして、配置予定の技術者の技術能力ということで、施工経験、過去15年間に配置する技術者が同じような工事の施工経験があるかどうか、これでも配点をしてございます。続きまして、企業の技術能力ということで、優秀工事表彰をもらっているかどうか。こちら過去5年度間でやっております。続きまして、ISOの取得状況、取得しているか、していないか。14001と9001、

この2つでやっております。続いて、配置予定技術者の技術能力というところで優秀技術者表彰、現場代理人表彰をもらっているかどうか。これも過去5年度間でもらっているかどうかで配点してございます。続いて、企業の地域精通度。これ市内本店だと点数がつくと、また営業所だとその半分の点がつくという形になってございます。続いて、企業の社会貢献度で、ボランティア活動。過去2年度間に何回やったかということで、最高2点の配点がついております。続きまして、インターンシップの受け入れ実績、こちらも過去2年度間でインターンシップ受け入れた実績があるかどうか。これは、市内本店のみの点数になってございますけれども、これも配点がプラス。続いて、除雪契約の実績。雪が降って市内が麻痺した場合、除雪の契約をしているのですけれども、区域ごとに業者さんが決まっております、その契約をしていれば配点しますよという形になっています。続きまして、企業の倫理性、信頼性等ということで、こちらマイナス点になるのですけれども、入札参加停止受けていた場合はマイナス1点という形になってございます。昨年度一般的なやつではこの配点で点数を出してございます。

（坂本）今の細かくいろんな出ている、そういう評価基準というのか、そういうのは後でもらえる。

（契約検査課長）ガイドラインということでホームページに出させていただいております。もし必要でしたら印刷してお出しできますので、よろしく願います。

（坂本）今随分いろんなことを加味しながら評価しているのだなという判断なのですけれども、そういう中でたまに業者さんとこういう話をするときあるのです。土木業者のほうとたまにこういう話をする中で、総合評価の基礎点というのはどうにもならないよな、もうどうにもならないのだよとよく言う人がいたのだ。だから、それがやっぱり市の判断のところが幾つかあると。そうなると、やはり自分たちが努力してもそれを認めてもらえれば、公平にやってもらっているのだと思うけれども、それであれば判断の中で勝ち負けあると思うのだけれども、もしそういうのが公平性を欠いた場合にはちょっと問題になってしまうと。これ問

題起きそうな、そういうことが出やすいような選定方式かな。今までのように単純に、では競争入札で、あくまでも金額だとか、そういうものでやるのだというほうがそういうところはすっきりしてしまうのだ。総合評価という、やっぱりそういういろいろなものが入ってくるから。要するに個人の判断はないだろうけれども、市の判断という部分が入ってくると、その辺はちょっと難しい問題が出てくると。だから、やっぱり特にこれをやる場合にはよほど慎重にやってもらわなくては困ると。やっぱりなるべく業者に対しては公平に対応できるような、そういう形に、市の独自でもいいと思うのだけれども、その辺はやっぱり検討していくべきかなと思うので、その辺についてはどうでしょうか。

（契約検査課長） ちょっと冒頭でもお話しさせていただいたのですけれども、この基準を決めるに当たっては有識者の意見を聞かなければならないということで、そこで一応チェックはかかっている形になっているかと思えます。ただ、やはり委員さんおっしゃったとおり、どうしても大きい会社（P.85「災害ボランティアなど市への貢献度が高い業者さん」に発言訂正）が点をとれるような内容が多いかと思えます。こちらにつきましては、市でガイドライン独自でつくっているわけではなくて、県のガイドラインを準用させていただいてつくっておりますので、なかなかそれを変えていくのは難しいのですけれども、その中でもいろいろある中から抽出して選んでいくような形になっております。毎年のようにガイドラインって変わっているのですけれども、ことしもまた変わったのですが、それに合わせてうちのほうも変えたのですけれども、やはりどう見ても大きいところのほうで点をとれるような（P.85「災害ボランティアなど市への貢献度が高い業者さんが点をとりにやすい」に発言訂正）内容になってしまっているものですから、こちらも確かに問題あるかと思うのですけれども、県のガイドラインを準用してやっている以上、ちょっとそこら辺は難しいのかなと思っております。ただ、1つの企業ばかりが独占するのはよろしくないと思えますので、今年度からは同じような工事の場合は一抜け方式ということで、全部とれない、1本とったら次はとりませんよというのを採用してございます。

(坂本) やはりこれは公金も使っていくところなので、一番そういう問題が起きやすいような、そういう事業の部分ですよね。だから、やっぱりそれをきちんと管理しなくてはならないということが大事だと思うので、ぜひ慎重にやっていただきたいと思います。

では、次に行きます。83ページ。歳出の説明の中であったかと思うのですが、総合政策課、まちづくり市民会議運営事業と。毎年これ出てくると思うのだけれども、この辺もうちょっと内容を詳しく話ししていただけないかな。

(企画部副部長兼総合政策課長) まちづくり市民会議につきましては、平成23年度から始めた事業です。これは、市民の視点から評価、検証を行うという総合振興計画の進捗について市民の視点から評価、検証を行って、施策の成果向上に向けた取り組みについて市長に提言するというものです。委員の任期は2年でして、公募が5名と、あとは識見を有する方5名、合計10名で行っています。2年の中で、市の施策についてアンケートをとりまして、どの施策について皆さんで検討したいかというところを挙げていただいて、その施策についての課題、問題点を議論しまして、ではこれについて解決の方向性、そういうものはどういうものがいいのかというところで提言をしていただくと。それを2年間かけて幾つかの施策をやっていただくというものでございます。

(坂本) 今の答弁だと、要するに市が市民会議の委員の皆さんにこのことについて審議してくださいというのではなく、委員になった人は自分たちがこのことをやっていきたいという形で選んで、それを2年間でやるということですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) そのとおりなのですが、もう23年度から始めていますので、同じものはやはりやっても同じ意見が出てきてしまいますので、過去にやったことのないものについて選んでいただくという形になります。

(坂本) 今の市民会議のメンバーの任期がいつからいつまでかちょっとわからないのだけれども、今の人の最初から最後まで2年間で、任期がいつまでなのだろう。

(企画部副部長兼総合政策課長)現在の委員の任期は、29年度と平成30年度です。昨年度から今年度までという2年間となっています。

(坂本)では、今の29年度の中で協議するというふうに決めた方向というのはどういうふうな方向だった。私たちはまだそこを聞いていないような気がするのだけれども。

(企画部副部長兼総合政策課長)先ほど申し上げました過去にやっていない施策についてアンケートをとったところ、平成29年度につきましては4つの施策について審議を行いました。健康づくりの推進、2点目が子ども・子育て支援の充実、3点目がコミュニティ活動の推進、4点目が効率的な行財政運営の推進でございます。

(坂本)大変難しい問題も入っていきそうなのだけれども、今半分終わったところだよ。29、30で。半分終わって、30年度入って……

(間もなく終わるの声あり)

(坂本)もう間もなく終わるということが、30年度。方向性としてはどうだろう。今のところ結論的なものはまだ出ていないのですか。

(企画部副部長兼総合政策課長)先ほど申し上げました4つの施策については、平成29年度だけの施策でして、30年度はまた新たに別の施策をやっています。29年度のその4つの施策については、一度もう市長に提言書をお渡ししておりまして、その中でホームページと広報にも掲載しているのですけれども、委員さんたちからどういうような意見と申しますか、話が出たかというところで報告書を掲載しているところです。

(坂本)では、ここの部分の最後の質問で、30年度取り組んでいる事業は別だと言ったので、何があるか。

(企画部副部長兼総合政策課長)済みません。手持ちないので、午後に。申しわけありません。お願いします。

(坂本)では、それはそれでいいです。結構です。では、次移ります。91ページ。自治文化課、文化センターのことですけれども、先ほど野本委員のほうから大分いろんなことを聞いていただいたので、私はそんなに深くやらなくてもいいかなとは思っているのですけれども、指定管理を受けている、クレアについて指定管理を受けてい

る施設管理公社のほう、それについての状況はどうなのかなど。例えば理事さんどのくらいいるのだとか、余りよくわからないので、その辺をちょっと現状を聞かせていただきたい。

（自治文化課長）委員さんのご質問のほうにお答えしたいと思います。まず、理事長なのですが、9月3日付の一応通知をいただきまして、樋上利彦理事長から牛田忠さんに交代になったということで報告を受けております。従業員のほうでございしますが、現在21名、市からの派遣職員が1名、それから常勤が5名、それから嘱託職員が2名、それから非常勤、アルバイトですけれども、13名という構成になっています。以上です。

（坂本）施設管理公社、余り詳しく聞いてもしようがないのだけれども、理事さんって何人いたんだっけ。

（自治文化課長）理事までちょっと、名簿をちょっと持ってきておりませんので、またそちらのほうにつきましては後で確認してご報告させていただきます。

（坂本）はい、後でいいです。

先ほど野本委員のほうから聞いていた振興推進の補助事業とか、そういう中で、なかなかそういう芸術、文化の振興が思うようにいかないのではないかなという気もするのです。今の時代、それは好きな人はクラシックでも何でもいっぱい聞きたいという人もいるし、そういうのは余り興味ないよという人もいっぱいいると思うのです。だから、それをどこでこういうふうに変えていくかというのは、やっぱり小さいころからそういうのに親しませるというのが一番かなと思うのです、本当に。だから、小さいころから、例えばクラシックのオーケストラとか、そういうのに興味を持たせるようなことをやっていけば、そういう文化もきちんと高まってくるのではないかなと私は思うのだけれども、そういう取り組みというのは結構やっているのですか。

（自治文化課長）余り多くはないのですが、アンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾの楽団員の1名、2名、数名の方たちが学校を回ってそういった活動を行っているということにはございます。

(坂本) たまたま今回10月の5日だったかな、ヴィルトゥオーゾなんかあるのだよね、コンサートが。それ来てくれと、俺は券を用意されたので、それは行こうとは思っているのだけれども、そういう中で例えば市がそういう施設管理公社、クレアをつくって、そこへ金出している施設管理公社が管理受けて、そこへいろんな金をまた補助金を出しながらやっている中で、例えば市の職員の方だとか、そういう人たちがどんどんここに行くような状況になれば別。だけれども、そういうのもなかなか見えて俺なんかいないような気がするのですけれども、何人かはいるよ。だから、そういうところの、まずはそういうところからの啓発というか、それが大事ではないのかなと思うのだけれども、自分たちがそういう担当しているそういうものに対してどのくらい本当に行っているかと聞きたくなるぐらい。だから、やっぱりそういうところからもっと変えていかなければこういうのは高まらない。そういう努力をやる気あるかどうか。

(自治文化課長) アンサンブル鴻巣ヴィルトゥオーゾ第21回定期総会が昨年10月6日に行われまして、私ども一応そちらのほう観客のほうとして拝聴させていただいたのですけれども、なかなかクラシックに余りなじみがなかったものですから、ただクラシックを聞いてどう感じるかというのはなかなか、個々がやっぱり感じるものが非常にありまして、興味のない方は本当にもう足も運ばない。当然ある方でも今度逆にこの作品ではというところもありますし、市民に限らず他市からも中には、いや、あの人が出てきた、すごいことだよと行って来られた方もおりましたし、そういったことを考えますと職員も初め市民に広く周知して啓発をしていって、それからまた文化を広めていきたいということは我々のほうも感じているところです。

(坂本) 今もちょっと出たけれども、内容に余り言ってもしょうがないけれども、我々が行って、ああ、これはおもしろいな、楽しいなというときもあるし、何かつまらないなと思うときもあるのだ。それはやっぱりコンサートを主催する側は、演奏する人たちは自分たちの腕はこういうのだよと見せたいところがあるから、難しいこともやるのかもしれない

い。聞くほうはそうではないのだよね。楽しみに行くのだ。それで、ああ、難しくてわからないやと帰ってくるのと、ああ、あの曲やっていた、よかったな、俺よく知っている曲だったよというのと全然違うわけで、その辺のこともやっぱりある程度そういうみんな興味を持ってこういうふうに聞けるような、そういうこともこっちから言ってもいいのではないのかね。全部お任せではなく。やっぱりそういう補助金出している以上は、自主事業なんかでやる中だってそういうことはできるわけです。だから、多少市の意向として、担当課の意向として、こういう市民が楽しめるようなものにもっとやってくださいよとかというような形でできると思うのだけれども、その辺はしっかり頑張ってください。お願いします。

（自治文化課長）先ほどの理事のほうの、ちょっと書類のほうが見つかりましたので、済みません。

まず、評議員が6名、それから理事が、これは7月30日現在になるのですけれども、一応10名という形になっています。

以上です。

（坂本）では次、113ページ。先ほどこれも前任者が聞いていたことなのですけれども、自治文化課の友好姉妹都市事業についてということで、私は金山のほうも行かせてもらいましたし、沼田もほかのことで行かせてもらったという経験がありますけれども、交流会も少しかかわっていますけれども、そもそも沼田とのスタートはいつだったのかと。

（自治文化課長）24年度。

（平成24年度の声あり）

（自治文化課長）はい。

（坂本）24年度にスタートして、それが多分観光協会等、そういうところから始まったのかなと思うのだけれども、もう30年ですよ。6年たつただけだけれども、その中でまだ方向性が決まらないということになると、向こうも困っているのではないかと思うのです、逆に。だから、やっぱりやるのであれば、ある程度方向づけて、それに合うか合わないかを判断してもらおうと。やっぱりこちらの友好姉妹都市はこういうのだよ、こ

ういう考え方で見ていますよということをはっきり出して、向こうもそれに合えば一緒に、では続いていこうよと、やっぱりそれがなければある程度で整理していくということは必要だと思うのだ。その辺の判断はどうでしょうか。

（自治文化課長）坂本委員さんのご指摘のとおりでございます。当然相手方のほうも、今現在下田市さんのほうと姉妹都市結んでいるのですけれども、人口が大体2万人程度の都市なのですけれども、当然議会の中でも、先ほども申し上げましたように、どんなメリットがあるのだということ、今後も続けていくのという話はやっぱり非常に出てくるという話を伺っております。当然そここのところも踏まえて、状況も踏まえて我々のほうも秋に沼田市を訪れて、ちょっとその辺の、具体的に本当にいけるのか、それとももう一回災害協定、先ほどちょっと野本委員さんのほうからありましたように災害協定等を結びながら友好都市に向けていくのか、その辺また市長の判断も当然出てくるかと思えます。また、最終的には議会の承認をいただかなければなりませんので、着実に今年度話し合いを持ちまして、その方向性を決めていきたいというふうには考えております。

（坂本）ちょっと余談になってしまうかもしれないけれども、例えば沼田のほうも、例えば鴻巣の花に関すれば、あの辺からシクラメンのいいのが本当に来るといような状況もあるし、そういう産業的な面でもかなりのつながりはあるのです。だから、やっぱりはっきりして、沼田、別にけんかするわけではないのだから、友好姉妹都市ではなくたって、お付き合いしたって構わないのだけれども、その辺のことがはっきりしないと、お互いに今後のこともあると思うので、早くやったほうがいいなというような気がするのです。

先ほど出た、うちのほうは多分三島と災害協定結んでいるけれども、今災害が多くて、いつどこでどういうことが起きるかわからないということを考えれば、やはりお互いさまなところもあるので、よりスピーディーにそういうことをきちんと決めていくということが大事だと思うので、だから新たな視点で考えるのであれば、それもよしということでご

ございますので、ぜひはっきりした方向性を決めてもらいたい。よろしく
お願いします。

以上です。

（契約検査課長）先ほど金額のお話が出ていたのですけれども、金額出
ましたので、申し上げます。

まず、日建さんが2件で9,015万円、梶山工業さんが5件で1億4,960万
8,000円、河野組さん1件で1,066万6,000円、シムラさんが1件で2,525万
円、全部合計いたしますと2億7,567万4,000円になります。

あとそれから、先ほど総合評価やっていない年が1年、21年度と申し上
げましたが、22年度の誤りでしたので、おわびして訂正させていただき
たいと思います。よろしくお願いします。

（委員長）では、訂正についてご了承ください。

もう少し、50分までやりますので。

（竹田）決算報告書の中で、いわゆる基金残高が示されていたのですよ
ね。こちらの後ろのほうにも確かに運用についてあるのですけれども、
いわゆる普通会計だけで約93億円、国保と介護も合わせると約103億円に
なるのです、私の計算では。こんなに、いわゆる目的は基本的にいろい
ろありますけれども、財政規模が377億円くらいからすると、非常に大き
い基金を持っているというのが私の印象なのですけれども、これは目的
別の、いわゆる基金だからたまってしまったといえはたまってしまった
というふうなことなのだけれども、これに対する評価というのは、基本
的にはいわゆる基金をためるということは、財政的に余裕があるという
ふうに私はちょっと考えるのですが、ここはどのようなふうに財政当局
としては考えていますか。

（企画部参事兼財政課長）基金の積み立てに関しましては、決して余裕
があるからではなくて、逆に余裕がないから積み立てて将来に備える
という形になっております。例えばごみの処理施設等整備基金ですとかと
いうところはまだまだ足りない形でございますし、また財調、減債につ
きましてももう減債に関して言えば、積み立てをしたものを今度取り崩
すフェーズに移っています。また、財調についても、若干ではあります

が、年々減っていつている傾向にございますので、そういった意味ではやはり余裕がそれほどあるということではないというふうに考えております。

（竹田）基本的には、でも財政の単年度決算主義という考え方からいうと、いわゆるやり過ぎていくというか、先ほどのごみの処理の問題でいうと約9億円、平成29年度末ではなるのですけれども、では一体幾らの事業だから、さっき言ったごみの処理場の建設に当たっては基金を積み立てるつもりなのかも含めて、全体の事業の規模も決まっていなくて、ためというか、基金を積んでいくのかということも含めて、ちょっとごみ処理施設の費用も含めてどのくらい、では基金として残しておくのが適切だと考えていますか。

（企画部参事兼財政課長）ごみ処理施設等の整備基金に関しましては環境課のほう所管しておりますので、基本的に目標は環境課のほうで検討されているかと思っております。また、施設整備に関する費用に関しましてはまだ総額が全て出たわけではございませんので、見込み値の中で所管課のほうがある程度目標を立てて、年次計画で、あるいは補正等で積み立てているのが現状となっております。

（竹田）財政当局としてはやっぱりトータルは、では幾らだからこういう予算執行しようとかと考えるわけだから、所管課がやっているから財政当局は、では明らかにできませんということは、本来いわゆる財政当局の立場からいけば、私は今の話だと担当課が答えないからってここは違いますというふうになったら、やっぱり違うと思う。全体の予算をどう使っていくかというのは最終的には財政当局の采配もあるわけだから、そこら辺はやはり幾らになるのかということは聞いていますか。答えられないということですか。

（企画部参事兼財政課長）正式に担当課のほうから総額が幾らだから目標幾らで積み立てますという話はまだ財政側のほうには来ていないわけなのです。ただ、大体言われているような規模感というのは当然財政側でも把握はしてございますので、ある程度の目標額というのはやはり財政側では持っております。ただ、今話の中では、例えば33年、34年あた

りがピークになってくる中で、恐らく建設に関する3市の負担金の額がかなり高額になるというふうに見込まれていますので、そこに備えて今確実に積み立てを行っているというのが今財政側の考え方であります。

（竹田）では、ある程度は目標額を持っていますというふうにおっしゃったので、ある程度の目標額を教えてください。

（企画部参事兼財政課長）33、34あたりがピークということになりますので、残りそう何年もあるわけではございません。過去の当初予算、あるいは9月補正等々で積み立てをしておりますけども、マックスでも1億から2億程度を積んでいるというのが現状でございますので、その積み上げがどこまで行くかというのがある意味目標額という形でお考えいただければいいのかなというふうに思っています。

（竹田）ということは、マックスでいうとコンスタントに2億円積んで今回補正で積んで、年間3億円だというふうにちょっと私考えているのですけれども、だから私のね、あくまで考えですけれども、20億円は積み立てるというふうに、ちょっと私のあくまで頭の中の試算ですが、そういう解釈でいいかどうか確認します。

（企画部参事兼財政課長）たしか当初予算で1億、今回の9月補正で1億円お願いしているところですので、年間で2億程度というふうに考えております。

（竹田）ということは、ちょっとごめんなさい、しつこく聞いていけないのですけれども、20億円くらいにはしようということのその目標でよいというふうにちょっと私解釈するのですが、その解釈でいいかどうかだけ。

（企画部参事兼財政課長）33、34ぐらいがピークになるかと思っておりますので、今が30年ですので、31、32、2カ年積みればいいのかというところですので、そこまでの金額にはならないのではないかと思っております。ただ、これあくまでも財政課として将来見据えた上で考えているにすぎませんので、また担当課の考えもございましょうから、あくまでもこれは財政課の一応計画ということで、考え方ということでご理解いただければなというふうに思います。

(竹田) 基金を積み立てるに当たって、例えば子どものゆめ基金とか、いろいろな基金になって、それぞれの目的があるのだけれども、最終的にどのくらいにするかわからないけれども、基金は積み立てるといのは、本来市民に対する説明責任をどう果たしていくかというところでは、こういう目的があってこのくらいためたいので、年次的にこういうふうにやりたいのですというのが本来財政運営の私はあり方だと思うし、市民に対する説明責任ということがあると思うのです。だから、そういう点からいうと、さっき余裕がないから積み立てていくというふうなことだとすると、では市民生活は一体どうなるのと、単年度決算主義との関係で。やっぱりちゃんと明らかに一つ一つの基金はこのくらいの目的でやっていますとかいうことで、寄附金はいろいろなコウノトリ基金とか、いろいろなところに配分していますけれども、やっぱりもっともっと市民には減債基金は幾らまでにするとか、合併振興基金は幾らにするとか、そういうちょっともう少し説明責任を私は果たしたほうがいいのではないかというふうに思うのです。だって、予算の総額が377億円のうち、基金だけで約25%、30%近くが基金で持っているというふうなことはちょっと異常ではないかというふうに私は考えますが、その点での説明責任はどうやって数字的に示そうとしているのかだけ伺っておきます。

(企画部参事兼財政課長) 今委員さんがおっしゃっていたのが、目標額を云々という話もございましたけれども、確かに目標額という考え方も当然あるかと思えます。ただ、基金によっては果実運用型で利子を取り崩して使ったりとか、あるいは目標額を設定というよりは年次年次でそのまま取り崩して使っているものもありますので、一概に目標額云々という話はちょっとどうなのかなというふうに思っております。また、例えば先ほど合併振興基金のお話も出ましたが、もう既に合併振興基金自体は積み立てが終了しておりますので、今果実運用型でやっていますが、今度はそれをどう元金のほう、そちらのほうを取り崩していくのかということの検討に入るかと思えますので、そういった意味では、ある程度計画的にきちんと管理されているというふうに考えております。

(竹田) 続いて、公債費の割合ですけれども……

(委員長) どこですか。

(竹田) 決算カード。いただいた決算カード。いわゆる性質別の歳出の中で、決算カードの中でも公債費が、全体構成比の中、歳出の中では予算で1%と、住民1人当たり3万8,910円になっていますよね。平成28年度を見ると12.1%、住民1人当たり3万6,663円。平成27年度を見ると11.1%で3万3,554円ということで、いわゆる歳出の中で占めるとか、住民1人当たりの公債額というか、借金を返済する額もふえていると。きのうの審議の中でも平成34年に向けてこれからまだふえていくということから見ると、やはり財政規模の中で、やはり歳出の中の、これからまだふえるというふうに言われていますが、実際は20%近くまでなるのか。住民1人当たりのいわゆる借金を返す額からいうと非常にふえてくるということでは平成34年くらいまでがピークだということのですけれども、ちょっと今後の見通しと公債費もふえているということに対する問題意識はどうかということを知りたい。

(企画部参事兼財政課長) 昨日30年から34年がピークというふうに申し上げました。これは、平成25、26、27年度に借り入れた合併特例債、これが年間で70億だったりとかということで非常に高額でした。そのためにその元金の償還が始まったことによる影響額というふうに捉えております。

この後、例えば30から34にかけて右肩上がりに上がるのかということであれば、そうではなくて、ほぼほぼ同じような金額で、元金的に返済するのは推移していくというふうに見ております。今のままの計画でいけば、35年度からは逆に減少していく。ただ、まだこの後の借り入れ等もまだ変動していくものと考えていますので、一応今の段階では30から34がほぼほぼピークというふうに捉えております。

(竹田) ということは、有利な借金だからということで合併特例債を使っていって、それが逆にいえば国からも交付税の中へ入って、国の借金が1,000兆円を超えているというふうな国の財政も非常に危機的な今状況にある中で、全額合併特例債を活用するという方針は変わらないということの解釈でいいのかどうか確認しておきます。

(企画部参事兼財政課長) 合併特例債に関しましては、その70%が後年度算入されますので、基本的に合致する起債であれば借りるという考え方でおります。

(竹田) 平成29年度末の決算時の合併特例債事業、トータルで幾らまで借りられて、ちょっと申しわけない、何度も聞いていて、ちょっと覚えていないのですけれども、平成29年度末では幾らで、あと今後計画しようとしている金額は幾らかだけちょっと確認したいと思う。

(委員長) とりあえず答えてしまいますか。

(ちょっとお時間いただきます、済みませんの声あり)

(委員長) では、時間も昼になりますので、一応ここで暫時休憩いたしまして、午後回答をお願いします。

では、午後については午後1時からまた再開しますので、暫時休憩します。

(休憩 午前11時49分)



(開議 午後零時59分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に先ほど資料を追加資料ということでお配りしましたので、これについて契約検査課長、発言をお願いします。

(契約検査課長) お手元に2枚お配りしてあります。先ほど説明させていただいたのが1枚目、標準型になっております。こちらに評価項目と点数が出てございます。こちらのほう、入札にかける際に入札情報公開システムに載せているものになります。

2枚目になります。2枚目のほうは、パッケージでもやっていますというお話をしたのですけれども、担い手育成型というパッケージをやっておりました。これ県のほうが去年からパッケージ型ということでいろんなパッケージを用意しましたので、うちのほうも同じような形で担い手育成型ということでパッケージでやっております。こちらのほうになりますと、配点ですとか評価項目の選び方がちょっと違ってくる形になっ

ています。標準型は最初の1本、パッケージのほうは後半の8本でやっ
てございます。

以上でございます。

(委員長) 次に、総合政策課長から追加発言を求められておりますので、
よろしく申し上げます。

(企画部副部長兼総合政策課長) 午前中の坂本委員のご質問の中でまち
づくり市民会議の平成30年度の事業ということでご質問がありました。
4つの施策を今行っているところです。申し上げます。高齢者福祉の推
進、学校教育の充実、3点目が市街地の整備、最後に観光の振興の4点
でございます。

以上です。

(委員長) 以上、追加発言がありましたので、ご了承願います。
それでは、引き続き質疑を求めます。

(何事か声あり)

(委員長) 財政課長、よろしく申し上げます。

(企画部参事兼財政課長) それでは、合併特例債の件についてお答えい
たします。

まず、発行可能額につきましては327億6,480万円となっております。既
に発行した額ですけれども、294億4,870万円となります。その結果、差
し引きしますと、残りの発行可能額、こちらが33億1,610万円となります。
以上でございます。

(竹田) 続いて、職員の配置状況というのですか、それは昨日資料でい
ただきましたが、時間外勤務の状況と、それから年休の取得状況はどの
ようになっているのかお尋ねをいたします。

(総務部参事兼職員課長) まず初めに、時間外勤務の状況についてお答
えをいたします。

まず、平成29年度正規任用常勤職員の時間外勤務の状況でございますが、
4万6,670.5時間という形になっております。こちら任期つき入っており
ません。4万6,670.5時間ということで、1人平均月8.4時間という形に
なっております。

有給休暇の状況でございますが、全職員平均で9.0日の有給休暇の取得状況となっております。

以上でございます。

（竹田）職員の皆さんの元気で働いていただく環境をつくるというのは非常に大事だと思うのですが、そういう点でいうと前年度と比べて変化がどうなのか、有給休暇とそれぞれ時間外勤務の状況、それから一番やっている課というのですか、1人当たり1カ月20時間を超えている課があるのかどうか、ちょっとお尋ねをしておきます。

（総務部参事兼職員課長）お答えをいたします。

時間外勤務の平成28年度の状況でございますが、こちらにつきましては1人平均で9.1時間でございます。有給休暇の状況につきましては平成28年度は8.1日ということで、時間外勤務が減少し、有給休暇の取得が伸びているという状況でございます。

それから、平成29年度の1人当たりの月で多いところというご質問でお答えをいたします。平成29年度の時間外平均、1年間を平均いたしまして、1人当たりで月平均が一番多いところは28.3時間という結果でございます。

以上でございます。

（竹田）先ほどメンタルの部分でストレスチェックとの関係でちょっと矢島委員が質問をしていた中で、やはり一番は接客業務が多い。接客業務が終わった後で、いわゆる事務の仕事をしなければならないという点では残業も当然多くなる。残業が多いところと、それからあと残業の多いところはいわゆる年休の取得状況との相関関係というのはどのようになっているのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）お答えをいたします。

残業時間が一番多いところで、先ほど申し上げましたのが市民税課になります。こちら市民税課は有給休暇の取得状況は、9.0日の平均以上の、市民税課は9.9日という形になっておりますので、そのほか上位のところを見ても、傾向としては多いところ、少ないところ、相関関係があるところとないところというのが出てきますので、一概に時間外が多いから

有給休暇がとれないという結果は導き出せないと考えております。

以上でございます。

（竹田）いただいた資料を見ると、例えば市民課は残業時間が21時間ですよね、1人平均1カ月。年休取得も9.2日ということだから、1桁の数字ですよね。そのほかに、例えば福祉課で見ても15.3時間で、年休の取得なども9.8日と1桁ということを見ると、相関関係がないというふうにおっしゃいましたけれども、やはり例えば接客業務が多いところは、やはり残業せざるを得ない。結局それが、全体との関係でいえば、なかなか仕事量との関係で休みにくい環境というのは私はあるのではないかと。だから、相関関係がないというふうに私は判断。というのは、ちょっと私とは見解が違うのですけれども、その点はどうなのでしょう。

（総務部参事兼職員課長）申しわけありません。相関関係がないということでのちょっと誤解した発言になっているかと思うのですが、鴻巣市の年休の取得率9.0を基準に考えた場合に、時間外が多いところがそれ以下になっている場合には相関関係が非常に濃いというふうに私のほうでは認識をしております。そういった中で、先ほど委員のご指摘のありました2課につきましては、有給休暇の平均取得率以上がとれているということ、それからつけ加えさせていただきますと、市民課、有給休暇がとれているから時間外が多くていいのかというところでは決してございませんので、本年4月におきましては市民課、福祉課については職員の増員を行ったという形でございます。

以上でございます。

（竹田）私たちの認識そのものが変えなければいけないのだけれども、時間外がなくて当たり前という働き方を本来しなくてはいけないのね。有給休暇は基本的には全部取得するというのが進んだ欧米諸国の考え方なのです。だから、よくヨーロッパから私の知り合いの方も来ますけれども、1カ月間夏休みがあると、家族で旅行に出かけられるというのが本来の考え方であって、やはり鴻巣市内でいえば、鴻巣市役所といのは大きな規模のいわゆる事業所になるわけですから、そういう点でいうと、やはりもっともっとそこら辺の認識というのは私たち自身も変えていか

なければいけないし、日本人は働き過ぎなのだよというところはもっともっと変えなければいけないと思うのですけれども、ちょっとその点で職員の配置の問題で、年々減ってきています。決算カードで見ると、技能労務職が以前は12人いたものが、今7人になっています。そういうことも含めれば、693人しか今いないわけで、700人以内ということですから、700人以内ではやっているけれども、実際には700人との関係では足りないというか、充足していないわけです。700人いるということではないけれども、以前と比べても少ない職員の皆さんで頑張っていたいて、かつ効率よくやるということをかなり努力していることが一つのストレスにもつながっていく可能性があると思うのですけれども、職員の配置の問題ではもっともっと技能労務職がふえていない理由というのは何があるのでしょうか。

（総務部参事兼職員課長）現在技能労務職につきましては、退職者不補充で採用を行っておりません。不補充という方針で進めております。

（竹田）これは、皆さんの任命権者ではありませんので、ここら辺で議論はちょっとやめておきますけれども、では臨時職員が何人おられるのかということと、臨時職員の賃金の問題、最低賃金との関係でどうなっているのか、ちょっとお尋ねしておきます。

（総務部参事兼職員課長）こちら臨時職員、日々任用の関係で、何月何日現在という形でないと人数が把握をできないですので、平成29年8月1日の臨時職員数につきましては545人おります。

賃金と最低賃金の平成29年、これは4月の数字でよろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（総務部参事兼職員課長）申し上げます。特に人数が多い一般事務補助職員、一般事務の補助員という形で任用している方につきましては、平成29年4月には870円という賃金でございます。このときの最低賃金というのが845円でございます。

以上でございます。

（竹田）ということは、545人おられる。その前の年は何人だったのですか。

(総務部参事兼職員課長) 平成28年の臨時職員、同じ同月同日ですけれども、平成28年8月1日現在は528人でした。

(竹田) ということは、528人が545人にふえている、その主な要因と、それから一番ふえているところ、臨時職員で対応しているところはどこでしょうか。

(総務部参事兼職員課長) こちら28年からふえた理由というのが、それまで健診等の職場で集合健診とかをやっていたところの保健師さんであったり、そういった方々を謝礼という形で平成28年度までは雇用をしておりました。ただ、平成29年度から鴻巣市の臨時職員として雇用をして行くという方針を定めましたので、その部分が三十数名、これまで謝礼でお支払いをしていた方を臨時職員として雇用したことによる人数の増加が一番大きいという認識でございます。

(竹田) では、あと一番臨時職員で支えていただいている保育所は、臨時職員が何人で正規が何人なのか。平成29年8月1日現在では何人おられるのか。

(総務部参事兼職員課長) 少々お待ちください……平成29年現在の正規職員の保育士は87人でございます。一方、平成29年8月1日現在の保育士の臨時職員さんにつきましては143人となっております。

以上でございます。

(竹田) ということは、鴻巣の保育は臨時保育士さんの皆さんで圧倒的多数は支えてもらっているという解釈でいいのでしょうか。人数的には。

(総務部参事兼職員課長) 人数的に見ますと、正規職員が臨時職員と比べて少ないという状況は、人数的にはあらわれております。ただし、内容を見ますと、各クラスの担任、こういった責任の重い職につきましては正規が行っておりまして、この143人の臨時さんの中には、当然時間外保育の部分を支える方々であったり、正規職員の指示に基づいて補助的業務に当たる保育士さん等も含まれていると認識をしております。

以上でございます。

(竹田) ちょっと言葉を返すようで申しわけないのですがけれども、補助的業務というふうに今おっしゃいましたけれども、子どもに対する責任

は、保育士さん同じですよ。子どもは、この人は正規で、この人は臨時だというふうには見ないです。保育をする場面では、一人一人の子どもにどう向き合うかという点では、私は責任は同じだと思っています。だから、そういうちょっと認識は、申しわけない、変えるかどうかは別としても、ちょっと違うのではないかというふうに私は考えるわけです。そういう点からいうと、この臨時保育士さんたちによって正規の保育士と一緒に鴻巣の保育を支えていただいているというところで、先ほどの基金の積立金が93億円、普通会計であるのだったら、保育士さんたちに一時金出すお考えが今後持てるかどうかだけ聞いておきます。

（総務部参事兼職員課長）大変申しわけありません。臨時の保育士の任用につきましては、総体的な管理は私どもで人数等の把握はしておりますが、保育課のほうの要綱に基づいて行っておりますので、委員さんのほうからそういったお考えはどうかということは担当課のほうにお伝えはいたしますが、私どもではコメントのほうは、ご答弁等はちょっとできない状態でございます。

以上でございます。

（竹田）あと、全体の545人の中の143人は保育課だと。だけれども、あとは例えば自治文化にも17人いたりとか、福祉課に9人とか、こども未来課に32人も臨時で頑張っているということを見ると、いわゆるこういう人たちがいるからこそ、いわゆる693人プラスこういう人たちによって行政サービスが提供されるわけだから、私はさっき言った93億円の基金の中からできないのかというのを、今度ちょっと一般的な話をします。

（総務部参事兼職員課長）職員数の増も含めた考え方ということでご答弁させていただきます。

現在の700人というものは第2次定員適正化計画の目標値として定めたものでございまして、この700人前後を一定の目標として進めていこう、この700人を目標として定めた根拠としては、定員適正化計画の根拠としては類似団体のモデル、それから定員管理制度におきます類似団体モデル等を活用しながらこの数字というものを導き出したものでございま

す。当然委員さんおっしゃるとおり、正規職員で全てが充足できるというのが理想でございますが、市役所の中にも、先ほど一つの例でございました自治文化課等につきましては、正規の職員の勤務時間を超えた開館時間等に対応するための夜間の受付の部分だとかというものもございませぬので、仕事の内容、そういったものも含めて臨時職員等の雇用が好ましいという判断の中で雇用しているものでございます。ただ、これから先、現在任期つき職員の制度、それから平成32年からは会計年度任用職員、こういった者が来て、地方公務員法に現在に基づきます正規か臨時職員か任期つき職員かというところが大きく変わろうとしているところですので、委員のご指摘の部分につきましてはそういった多様な任用制度を総合的に勘案しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

（竹田）今任期つき職員のお話が出ました。任期つき職員は基本的には3年の任期ということですがけれども、この人の賃金体系、それから一時金、それから通勤手当、諸手当はどのようになっているか。

（総務部参事兼職員課長）任期つき職員の方々につきましては、一般職の任期付職員の採用等に関する条例で定められております。その中に給料表というものも定められておまして、その業務に応じて格付をいたしているところです。参考までに、一番人数の多い放課後児童支援員さん、放課後クラブの支援員さんにつきましては、給料表については16万5,400円、これに勤務日数、短時間で雇用をしておりますので、その勤務日数、週の勤務時間等を掛けて算出した数字でございます。

あわせて、通勤手当も支給は、一般職同様しております……申しわけありませんでした。賞与につきましても同じ計算式で出ております。

以上でございます。

（竹田）わかりました。いろいろ議論が多分これから、私どもは多様な働き方という、今安倍政権が進めている働き方改革も含めれば、多様ということ働く者同士の本当に対立させる、不安定雇用を生み出すような働き方だと思うので、これはここで議論してもしょうがないので次に

移っていきませんが、91ページに映画館あります。映画館の決算書を菅野議員からとっていただいて、もらっていますけれども、入場者数をまず伺っておきます。

（自治文化課長）有料の入場者数ですけれども、16万5,969人です。

（竹田）決算報告書を見る、損益計算書を見ると、前年度よりもいわゆる入場料の収入が減っているのです。これはなぜなのでしょう。

（自治文化課長）28年度は大ヒットした作品がございましたけれども、昨年度はそれほど大ヒットといった作品がなくて、入場が抑えられた分、入場料が減少したということで見えております。

（竹田）では、全体の入場者数が以前は17万人を超えていたものね、平成28年度は。ですよね。

（自治文化課長）18万8,829人です。

（竹田）わかりました。では、入場料が減っていて、しかし実際にかかった経費はふえているのですよね。だから、最終的には営業損益は16万2,579円になっているのです。入場料が減っていることと、いわゆる経費としてなぜこんなふえているのか、ちょっと聞いておきます。

（自治文化課長）経費のふえた主な要因としては、人件費の増ということになっております。

（竹田）人件費の増と言いますけれども、給料手当というのでは、社員給与が5名分で2,638万8,061円で、前年度よりも減っているのです。だから、この5名分で前年度減っているということは、そこで働く人の給料が下がってしまったのかなと思って、ちょっと心配しているのですけれども、そこら辺の実態はどうつかんでおられるのでしょうか。

（自治文化課長）先ほどの人件費というのは、アルバイト人件費、アルバイトが約50名からいますので、その方の人件費という意味になります。また、社員の給与が下がったのではないかということなのですけれども、こちらについては退職をされて、新しくかわられたということで、新規雇用ということですので、その分給与のほう下がっているということになっております。

（竹田）わかりました。では、早い話が2,571万5,000円の指定管理料を

市が映画館にお願いして、損益をやったら16万2,579円しか純利益がなかったと、だからその半分の8万1,289円は市に戻しますと、そういうことでよいのかどうか、確認をしておきます。

(自治文化課長) はい、そのとおりです。

(竹田) 映画館の問題は指定管理のところでやりましたけれども、自前でやっているほうがよほど経営努力もして入場者も多いということがわかって、他市の映画館の状況を見たときにわかりましたので、ここではもう議論はしませんけれども、本当に先ほどクレアこうのすには1,000万円の文化芸術をやって普及しようということの一方で、映画館というのは本来2,571万5,000円も出しているということで、もちろん文化としては大事なのですけれども、やはり民間でやる部分と、それから先ほどクラシックの問題とか、いろいろやっていましたけれども、その割合からいうと、やっぱりもっとクレアとの比率でいえば、もっと減らしてもいいのではないかというふうに考えますが、どうでしょうか。

(自治文化課長) 委員さんのご意見なのですけれども、まず文化センターの指定管理料なのですが、2億400万円、そのほかに補助金として1,000万円です。今シネマのほうの2,500万というのは指定管理料が2,571万5,000円ですので、文化センターのほうは2億400万円ということになっております。

(竹田) ……一致するとは思わないので、これくらいにしておきます。続いて、89ページの自治会連合会の補助金という……

(戻るの。戻るのねの声あり)

(竹田) そうそう、ごめんね。ちょっと私の書いた順番だから。自治会連合会補助金を出していらっしゃいますよね。補助金を出しているということは、基本的には各自治会からこういうふうに使いましたという決算報告は全て出されているという解釈でいいかどうか。

(自治文化課長) そのとおりでございます。

(竹田) 皆さん自治会なので、自主的な組織ですから、その運営については何ら口出しをしたらむしろちょっと変な形になると思うのですけれども、たまたま私のところに相談のあった方は、引っ越してきて自治会

に入ろうと思ったら、最初に地元でいろいろな集会所をつくったので…
…集会ではない、最初入るのに6万円必要ですと言われて、何なんです
かと言ったら、農村地域なので農業集落排水事業費ですというふうに言
われて、「6万円ですか、ちょっと高いですね」と言ったら、「じゃ5
万円にします」といって言われて、ええ、そうなのと言っているうちに、
それは農業集落は引き込むときにもうやってしまったので、そうではあ
りませんと、集会所の維持管理費ですと、4万円だの5万円だのと言わ
れて、引っ越してきた人は「えっ、何なの。本当にそうなの」というこ
とがあって、自治会に入るか入らないかでもめて、そのことが波及して、
ここの地域は、その地域はごみ集積所も自治会でつくったものだから、
おたく様は自治会員ではないので、ごみの集積には出さないでください
というところまでちょっと騒ぎが大きくなってしまった例があるのだ
す。だから、そういうことを考えると、あくまで自主的な組織なのだけ
れども、自治会というのは、私の住んでいるところでは年会費3,600円
ですと、そういう申し合わせ程度のものというのはいろんな組織を運営し
ていく上では必要かなというふうにならざるを得ないです。6万円
と言ってみたり、5万円と言ったり、4万円でもいいとかと言われると、
何なのでしょうかといいふうになってしまうだけに、今後本当にやっぱ
り地域住民のコミュニティを豊かにしながら地域の皆さんが仲よく暮ら
していただいて、若い人たちが入ってきていただける、やっぱりそうい
う地域形成をしていく上では、やはりある程度の申し合わせというの
はつくっておいたほうがいいのではないかといいふうに思うのですけれ
ども、そこら辺の指導なんて言わないのですけれども、お願いというか
いうのはできるのかどうか、ちょっとお聞きしておきます。

（自治文化課長）委員さんのご質問ですけれども、基本的に自治会につ
きましては任意団体ということで、その自治会の自主性を尊重している
わけなのですけれども、我々のほうも会則の整備ですとか、そういった
ものの相談に乗っております、そういったことで啓発のほうをさせて
いただいております。今後も引き続き自治会の相談の場所として、十分
にその責務を果たしていきたいというふうに考えております。

それと、申しわけありません。先ほどちょっと連合会というのと自治会というの、ちょっとその確認なのですけれども、連合会となりますと10地区の補助金になるのですけれども、先ほど自治会全般という意味でちょっと捉えてお答えをしたのですが、10地区の連合会という意味でよろしかったでしょうか。仮に10地区の連合会については補助を各地区に7万円を渡しているという状況でございます。

以上です。

（竹田）続いて、127ページの選挙管理委員会でお尋ねをします。先ほどちょっと投票率の問題で議論もされています。特に私ちょっと印象深く残っているのは、合併する前、川里地域は8カ所の投票所があって、鴻巣に比べてすごく投票率高かった。身近な人たちがいるということも含めて7割、8割超えていた。ですけれども、合併後、投票所が3カ所になってしまったのです。衆議院選挙の投票率、前年度の結果を見ても、鴻巣が56%なのですが、川里は48%ということで、基本的にはずっと合併後、残念ながら川里地域の投票率が下がってしまってきているというのが私は本当に残念だなというふうに思うのですけれども、そういう点からいうと、選挙というのは基本的人権にかかわる問題というふうに…主権教育か、主権者教育をするということで非常にそのとおりだなというふうに思って先ほどご答弁伺っていたのですけれども、そういう点からいうと、やっぱり主権者としての自分の態度表明をするところで、本当にしっかりと保障しなくてはいけないと思っているのですけれども、今の3カ所からまた少しふやすとか、高齢化になって大変なのでふやすとか、そういうふうなお考えが持てるかどうかだけちょっとお伺いしておきます。

（総務課長）投票所の数につきましては、平成28年度に鴻巣地区の中での見直しが2カ所ございました。委員ご指摘の川里地区につきましては、選挙管理委員会のほうでまた投票率等も見て検討してまいりたいと思います。

（竹田）あと、そういう点からいうと、ちょっと選挙と、私ども例えば市議員は自分たちの立場を利用して仕事を受けるというか、例えば1

親等のうちの場合は、例えば土木工事を受けてはいけないとかというのがありますよね。あるのですよね。公職選挙法との関係もあるし、それはやっぱりそういう点からいうと、例えばNPO法人の代表者が、例えば首長の選挙を応援するとか、そういうことはできるのかどうか。NPO法人で仕事を受けている、その受けている代表者の人が首長選挙のときに頑張ってくれと言うことができるのかどうか。いわゆるそれは全く赤の他人ではありますけれども、身内では、1親等でも全然ないのだけれども、仕事を受注している人が、代表者の人がトップの応援をすることができるのかどうか。公職選挙法との関係とか、政治的道義的な問題なんですけれども、そこだけ最後お尋ねをしておきます。

（総務課長）選挙活動の制限には、たしかNPOの法人代表者は当たらなかったと思われま。

（中野）委員としては最後になりますので。これまで皆さんがいろいろ質問してくれたので、ダブるところあるので、そこは割愛します。

最初に81ページですが、これはもう難しいこと言わなくて、聞くだけの話ですが、ふるさと納税促進事業の中で、俗に言う返礼品3割というようなことが、去年かおととし何か総務省のほうから出ましたよね。今回の決算いただいた資料で見ると、少なくとも入ってきたお金が、要はふるさと納税、本市への寄附金が4,350万2,000円、きょうまでです。ところが、記念品代1,784万1,000円と。これがどのぐらいの割合かなとちょっと調べた。41%あるのです。ふるさと納税による本市への寄附金A割ることの記念品代が41%ある、パーセントで。3割を超えているわけで、本来全てが3割程度におさめなさいということになれば、これが3割を超えるようなことは、算数的にないはずなのに41%ということなので、これはどういうことかというのを最初伺っておきます。

（企画部副部長兼総合政策課長）4,350万2,000円と件数で……

（4,300だよの声あり）

（企画部副部長兼総合政策課長）4,350万2,000円……

（これが総額ねの声あり）

（企画部副部長兼総合政策課長）総額で、件数でということでしょうか。

(件数じゃないの声あり)

(中野) 件数ではない、金額。

(企画部副部長兼総合政策課長) この記念品代には……済みません、ちよつと。

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後1時42分)



(開議 午後1時42分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(企画部副部長兼総合政策課長) 1,784万1,946円の中には、記念品の中には、前年度、29年度まで観光協会にお願いしていた部分もありますので、そういうところの手数料、あと送料が込みになっていますので40%を超えるような割合になっている状況です。純粋な記念品代だけではないということです。

(中野) ならば、観光協会に頼んで、郵送料とか手数料が入っているところの記念品代ね。では、それを差し引いた純然たる記念品代というのは持っていますか、データの的に。

(企画部副部長兼総合政策課長) 昨年度までは、記念品を出していただく提供事業者さんと、幾らで市と契約しますというのは入っていない、数字を捉えていなくて、観光協会と市の協定の中で観光協会が間に入って提供事業者さんとやりとりしているものですから、請求の中の内訳としては明細としては入っていない状況です。

(中野) そうすると、それは少なくとも入ってくるお金も出るお金も市が直接だよ。市に。

(そうですの声あり)

(中野) ところが、観光協会、これ丸投げだというふうに思われても仕方がないのではない、市としてその内訳を持っていないと、全て観光協会に任せてあるということになれば、言葉は悪いけれども、観光協会丸投げということにとられても仕方がないのではないかと思うのですが、その点どうですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) 大変申しわけありません。言い方が悪かったのですけれども、ある程度の数字は持っております。ただ、定価ベース、商品でいえば定価、小売価格での数字は確認していますので、その中で3割超えていないというのは確認しているところです。ただ、観光協会もいろんな事業者さんとのやりとりがある中では、例えば人形というか、ほかのでもいいのですけれども、商品代というのは私どもが捉えているのは定価ベースですから、定価ということではないですか、希望小売価格ですか、という部分では捉えておって、ですので実際の送料幾ら、手数料幾らという区分は、特に観光協会との中では、何%の手数料ですよというのわかっているのですけれども、その積み上げというのは実際は把握していない状況でございます。

(中野) そうすると、少なくとも小売希望価格ってあるよね。すると、あとはさっき言ったように記念品代だけだと3割超えていないということになると、裏を返せば残り10%、430万、これが観光協会のこれに関する手数料だとして、なおかつプラスとして観光協会だって、小売価格で買うわけないって、当然それは今言ったように、小売価格の例えば7掛けなのか8掛けなのか知らないけれども、その分ももう結局観光協会収入になってしまうではないですか。でしょう。だから、そう考えたときに、やっぱりふるさと納税に対する記念品代ということについて言えば、市がきちっとこの辺の把握して、それでなおかつ買った価格、これにやっぱり手数料をオンすると……、そういうふうにしていかないと、やっぱり私は逆に言えばこれは税金の無駄遣いというふうにならざるを得ない面もあると。それはやっぱりそのようにきちっと改めるべきだと思うのですが、いかがですか。

(企画部副部長兼総合政策課長) おっしゃるとおりだと思います。観光協会とのやりとりの中で、ちょっと今協定書持ち合わせていないのですが、手数料を例えば品代の5%だとか、高額な金額のものについては上限手数料幾らですよという決まりになっています。今中野委員からご指摘がありました部分についてはおっしゃるとおりなのですが、今年度からは観光協会外しまして、もうきちっと業者とのやりとり、民間の事業

者とのやりとりをしておりますので、その中では今後はっきりとした数字になっていくかと思えます。

(中野)では、総合政策課長に改めて確認しますが、30年度からは少なくとも直接記念品を市が購入して、そして発送していくという考え方でいいのですか、観光協会を通さないということは。

(企画部副部長兼総合政策課長)市が購入する、金額的には市が把握しまして、民間の事業者さん、今もう決まっているところあるのですけれども、そこを通して手続を進めるという形になります。

(中野)少なくともこれまで観光協会という特定できる団体だったよね。ところが、課長の話によると民間ということになると、民間になるから特定できないわけだ、我々からすれば。どこがそれを委託を受けているのかというような、その業者名というのについては発表できるのですか。公表できるのですか。

(企画部副部長兼総合政策課長)このす広場のシステムをつくりましたフューチャーリンクに今発注を、契約しております。

(中野)飛ばします。次の3世代住宅とか、結婚がどうのとか聞こうと思ったけれども、ここは個別に聞きます、時間がないので。次に、僕はちょっと自分なりにけげんに思っているところを聞くのですが、例えば91ページ、この91ページで、先ほどの映画館の指定管理料とあった91ページの中で、どうしても私が確認しておきたいのが、施設修繕料69万120円が計上されている。これは、各施設によって大規模修理とか小規模修理。小規模修理というのは当然指定管理者がやる、大規模修理については市がやるというのが大体指定管理者、どこの施設も大体金額によって、施設によって金額が違うのです。そういう前提に立った上で、この映画館の施設修繕料、映画館の中で、施設修繕料69万120というのはどういう内容か、ちょっとお聞きしたいのです。

(自治文化課長)こちらの修繕ですけれども、冷媒や配管、金物の、いわゆる設備が外れまして、その責任の所在について、市にあるのか、それともシネマのほうにあるのかという話になりまして、設備の段階で当然お渡ししているわけですので、そういったこともございまして、市の負

担ということで、市の修繕費として冷媒修繕のほうを行っております。また、監視カメラのほうの修繕なのですけれども、こちらのほうにつきましては故障いたしまして、新しく取りかえたという形になっております。これは市の備品となっておりますので、市のほうで修繕をしたということになっております。

（中野）ここは修繕等については金額的には指定管理者いくまで、これについては大きなものについては市がやるというのはちなみに幾らなの、映画館は。

（自治文化課長）シネマにつきましては、29年ですので200万円を上限とすることに……。

（中野）ちょっと表現的に難しいのだ。200というのは、200万を上限とするというのは、1件ではなくて、要するに何件でも小さいのでも200万までは市が持つという意味なの、それとも指定管理者が200万までは持つけれども、それを超えたら市が持つと、どっちなのですか。

（自治文化課長）原則は一応50万円を下回るものということになっています。50万円を上回るものについては本来市でやるのですけれども、ただ緊急性を要するものにつきましては、協議の上で決定するという事になっております。

（中野）すると、今の69万何がしの中には2つあったよね。特に冷媒のほう。ということになると、少なくともこれは50万円以下だよ。足して六十何万だから。本来的に言えば、これは指定管理者が持つべき性格のものだけれども、その都度協議するというのも1項目どこかにあるということは今言ったので、その協議の結果として市が持たざるを得ないということでしたということですね。はい。では、その判断基準についてはまた後で私が聞きます。

次、市民活動センターの管理運営事業についてお聞きします。これは先ほど担当者が聞いたのですが、担当者が聞いたというか、私は知っていました。皆さん知っていると思うのですけれども。市民活動センターはことしから指定管理者が入ったのだよね。したがって、これは平成29年度ですから、市の直営の状態のときでしたよね。私さっき担当課に聞い

たのは、指定管理料幾らだったっけと。そうしたら、平成30年度が3,564万だということです、指定管理料。これは、一部市がやらなければいけない部分が30年度残っていると、清掃部分だったかな。したがって、31年からは4,212万だということです、指定管理料は。そうすると、少なくともこの市民活動センター管理運営事業の総額が3,364万9,000円というふうになっているのですね。そうすると、これはこれまで指定管理をやることによって経費が節減できるという話はしていましたが、確かに職員が引き払うのだから、その分を入れたらということはあるかもしれないけれども、見ただけで、内容を見ず額面だけでとると、このどちらかという市が直営のほうが安く済むのではないかというふうに思うわけです。

というのは、次の93ページ見てもらえばわかるけれども、これは映画館もここもそうですけれども、負担金ということで再開発ビル管理負担金とあるのです。1,035万2,000円。これは、指定管理になっても市が払っているのですかね。そうでしょう。そうすると、そんなことを考えると、いわば直営のほうが明らかに安いというふうに判断できるのですが、この点ちょっと伺っておきたいと思います。

（自治文化課長）先ほど中野委員さんからの恐らくというお話があったと思うのですが、人件費が5年間で約3,600万円一応下がっている見込みになっております。基本的に指定管理料を積算するに当たりましては、直営でやるよりも指定管理料のほうが安いという形に数字のほうは出ております。

（中野）課長、そういう説明を受けるけれども、私決して深読みしているわけではなくて、数字だけを見ているのだけれども、少なくとも平成31年、4,212万ですよ、指定管理料。それは、指定管理にしたって、さっき言ったように負担金は別に市が負担するのです。再開発ビル管理負担金というのは。29年度でいえば1,035万2,000円。これを負担してでも29年度は3,364万9,000円なのです。これを見たときに、今課長が答弁あったように、いや、指定管理のほうが安くなる数字を持っているのですと言ったら、少なくともそのことについて私なんかはわかるような内訳の数字

字というのを出してもらわないと、今の答弁ではとてもとても納得できないです。だって、4,212万、平成31年度が。平成29年度は負担金を入れて3,364万9,000円なのだから、決算額。それは幾ら安くなっていますと言われたって、数字上は理解できない。それができるようなデータを出してもらえるのだったら、それはそれで結構です。どうですか。

(自治文化課長) なかなかちょっと、済みません、まず人件費のほうの金額ですが、直営を実施した場合、人件費が3,197万円、これを指定管理にしますと2,350万6,000円、約846万4,000円の縮減。それから、31年度、こちらが直営の部分については同額としておりますけれども、街活のほうは2,437万3,000円。そうしますと759万7,000円。32年が717万1,000円、平成33年が667万9,000円、34年が616万7,000円、合計としまして3,607万8,000円の縮減が図れるということで見積もっております。

(中野) そうすると、当然91ページの平成29年の直営の段階では3,364万9,808円に、プラス職員の給料約3,197万を足したいわば6,400万、職員の人件費入れて6,400万、それが指定管理者になれば、平成31年度では4,212万ということですから、単純に計算すると2,000万円ぐらい指定管理者を入れることによって浮くのだという考え方になるのでしょうか、今言った答弁を簡単に言えば。ということでもいいのですか。

(自治文化課長) 先ほど言った管理費負担金のほうは指定管理料のほうには入っていませんので、当然それは市が負担するということになりますので、その分を加算していただく、指定管理料にプラスした金額。ですから、おおむね1,000万弱程度の縮減というふうになります。

(中野) 3,197万の職員給料と3,360万足すと6,400万になると。6,400万から負担金の1,035万2,000円を引くと。そうすると、おおよそ五千数百万か。そうすると、指定管理のほうは1,100から200ぐらいかな、安くなるというような計算に成り立つのですけれども、そういうことでもいいのですよね、課長。

(自治文化課長) はい、そのとおりです。

(中野) 今市民活動センターの指定管理とうち直営との話であります、数字だけを見比べると今言ったように指定管理者のほうは1,200万ぐら

い経費が節減できるというのは今理解できました。

そこで、では1,200万円の経費が節減できるということがわかったのだけれども、今度逆に市民活動センターにおける、いわば市民サービスという観点から、その1,200万節減できているのだけれども、市民サービスという観点から、その部分がきちっとカバーされているのかどうか、指定管理者によって。

もう一つ、ここで働いていた職員がこっちに戻ってくるのです。市のほうにね。当然もういいのだから。すると、その1,200万円ぐらい経費節減できて、しかも市の3,190万という、ここにかかっていた人件費が今度は市に戻ってくるわけだから、その市に戻ってくることによる職員の活用について、例えば戻ればどこかへ配属されるわけだから、活用について、それだけの価値を生み出しているのかどうかということを考えたことありますか。

(ちょっと時間いただいていいですかの声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後2時03分)

◇

(開議 午後2時21分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治文化課長) それでは、委員さんのほうのご質問のほうにお答えいたします。

まず、指定管理になってのメリットでございませけれども、サービスが強化されたのかどうかというところだと思っておりますけれども、これまでどちらかというところ、直営の場合は体験型の講座がほとんどでございました。ただ、指定管理によりまして、ことしの夏、フェスティバルという形でやったのですけれども、企業を交えたりですとか幅広い、いわゆる市民活動団体のほかに、企業ですとか他の新たな個人の趣味活動の方も当然いるのですけれども、幅広い人を集めた形でイベントを開催することができたという点では大きな進歩なのかなというふうに思っております。

す。また、今後30年度、特に11月1日に開催予定なのですけれども、助成金を活用した講座、情報サイト活用講座、NPO支援講座、男女共同参画事業、CSR講座、こういったものをまとめて開催をしようかなというところで指定管理者のほうと相談をしていたり、国際交流フェスをまた11月に行おうかとか、新たなこういう取り組みを指定管理業者と話ししておりました、これまでの直営よりも、間違いなく市民サービス、いわゆる市民活動を活性化する動きはできてきているというふうに捉えております。

それから、先ほどの職員の関係になりますけれども、先ほどちょっと説明が不足で申しわけございませんでした。資料のほうを用意しましたので。市民活動センターの職員の先ほどの削減の中には、正規職員2名、市民サービスコーナーと兼務ということで、この2名を一応抽出しております。それから、再任用職員が2名と臨時職員11名、こちらの人数が入っております3,608万円と。ちょっと先ほどの説明を補足させていただきます。

それから、臨時職員11名のうちほぼ10名は、そのまま指定管理者のほうに引き継がれた形で雇用されております。また、職員につきましては、パスポートセンターと兼ねている部分もございますので、1名減の4名から3名に変わっております。それから、再任用職員につきましては定年ということで退職されておりますので、我々の把握しているところは以上でございます。

（中野）今の答弁で安心したのは、10人がそのまま指定管理者に引き続き雇用してもらっているという点ではよかったなというので、今の答弁で理解というか、わかりました。

次に、101ページ、これさっきから問題になっているやつなのですが、さっきのやりとりの中でストレスチェックのことなのですけれども、先ほどのやりとりではどうも私も理解できないのですが、要するに全国平均よりストレスレベルが本市は高いと。特にその場合市民課とか、保育所だとか、あるいは環境経済など、いわば住民と接するところがストレスが高いというのはいただきました。これ少なくとも市役所である以上、

鴻巣が特別ではなくて、どこの市役所だって市民と対応、対面する部署はあるのですよね、それは。あるのです。しかし、我が市がストレスが高いという、そのチェックの結果、これは先ほど矢島さんも質問していたけれども、これは人的な問題なのか、組織的な問題なのかということありましたけれども、私はどう見ても人的ではないと思う。鴻巣市の職員が他の市役所に比べてどうこうということでは、同じ人間なのだから。そうすると、やっぱりそこには組織的に問題点があるのでなかろうかというふうに思えて仕方がないのですけれども、その辺担当課としての分析、もう一度聞かせてください。

（総務部参事兼職員課長）説明が不足していた部分がありまして、再度説明をさせていただきます。

まず、ストレスが高い部署が、100以上の部署が何カ所かございます。その中で、28年、29年と、現在2カ年をやった中で、2カ年とも高い部署、それから28年は高かったけれども、高くまるっきりなくなった部署、それから28年は高くなかったけれども29年は高くなった部署というところがございますので、これらを、まだ2カ年ですので、なかなか分析が全てできる状況ではございませんが、現段階のこの2つのデータを確認をする中では、上がったたり下がったりする部署については、仕事だけの原因ではなく、耐ストレス性といった、いわゆるその人一人一人の耐ストレス性の問題も出てくるのではないのかということ。ただ、両方とも高いような部署、2カ年高いような部署等については、やはりそういった組織というか仕事の内容としての高いところというのもこの結果から見受けられますので、こういった部分については職員の人数をふやしたりですとか、高い職員の人事異動を少し配慮したりだとか、そういった形でここ何年か、あと2年、3年という形で結果の推移を見ながら総合的に考えていきたいというふうに現在考えております。

以上でございます。

（中野）28年、29年、両方高いところとか、それから28年は高かったけれども29年はなくなったとか、その逆だとかいう今答弁がありましたけれども、そこに何らかの共通した項目があるのか。例えば誰々さんがい

たところはだめだとか、誰々がいたからだめだとか、そういう共通のところ、共通項目があるのかどうかという分析をしているのかどうかは1つ。

もう一つは、少なくともストレスチェックといえども担当課は職員の名前全部把握しているはずです。個人でやるのだから。そうすると、個人の名前を把握しているのであれば、そういうストレスの高い人、例えば特に2年連続高いとかいうような人に対しての個人的なアフターケアをしているのかどうか。問題は、こういうストレスの高いというのは、組織的に問題点があれば組織的な改善をしなければいけない。もう一つは、どうしても同じ人間が、どこの部署に移ろうがストレスが高いというのがあったとすれば、やっぱりそれは個人的なアフターケアを市としてやっていかないと、結局いずれ、このストレスというのは肉体的な病、精神的な病、両方につながっていくわけです。そうすると、これは市の損失になるわけ。その辺のやっぱり分析と、それからもう一つは個人的なアフターケア。今言ったストレスチェックをした後のアフターケアについて、実際行っているのかどうかお聞きしたい。

以上です、この点については。

（総務部参事兼職員課長）先ほどの中で、当初の矢島委員の答弁のところで申し上げたところでございますが、まず組織的に高いところがどういところが高かったかというところでは、対人関係が多いというようなお話をさせていただきました。当然のことながら、その中で個人で高ストレス者というものを私どもでは把握をしております、そのストレスが仕事に起因するものなのか、仕事以外のことに起因するものなのかに分類をいたしております、仕事に起因する、それから仕事と家庭というか、個人的な事情に起因するもの、こういった方々両方が重なった場合に高ストレスという形になるわけですが、そういったものを取り除くために、医師による面接のほうの案内をしております。医師による面接の案内をして、希望者に対しては医師による面接指導の機会を提供しているというか、そういう場を設けております。

以上でございます。

(中野) 私は人事部にいたものですから、やはり人をどのように、言葉は悪いですが、利活用するか。それには人間の向き不向きというのは必ずあるのです。そうすると、今対人ということで、対人について非常に苦手な職員と、それから対人に対して非常にスムーズにできる、そうすると後者はストレスたまらないのです。前者は対人接触に対して苦手な人というのはどうしてもストレスたまる。そういう個々の人間の特性、性格、これをもってやっぱり職場配置なりを考えていかなければいけないというのがまず1つと、その辺考えているのかどうか1つと。それと、もう一つは、今お医者さんを紹介してと言ったけれども、行く人はいないと思う、本当に。普通はなかなか行かないのです。特に精神障がいになってくると、何で俺が行かなきゃいけないのだというのを私も幾つも経験しています。そういう点からすると、少なくとも市が、どこかそういう精神的ストレスを含めた精神的カウンセラーというのがありますから、そういうのを少なくとも市が委託する、要するに市と契約する。鴻巣市の職員だったら自由に行けると。そのかわりその人のプライバシーを守るために、誰が行ったとかどうというのは一切市はタッチしない。そうなってくると、その人間が行きやすくなるのです。意外と職場で知られるとやばいということで、なかなか行かない人、私の人事部のときの経験でそういう経験持っているわけですから、そういう配慮というのはやっぱりすべきだと思うのですが、2点について伺っておきます。

(総務部参事兼職員課長) まず1点目でございますが、当然おっしゃるとおり、得意な分野、不得意な分野等がある中で、このストレスチェックのみならず、職員の自己申告書、こういった中で、自分が適していると思う業務はどのような業務か、あるいは人事配置等についてどのような考えか、こういったものを全職員からまず聞き取りを行って、それを人事管理に反映をさせていただいているのが1点。

それからもう一点は、これ私ども専門家ではないので、あれなのですけれども、ご自分の病気というよりも、ちょっとあの人は苦手だとか、そういう部分だとかというのにつきましては、職員相談というのを毎月

1 回実施しております。そういった中で職員相談を活用していただいて、私ども漏らすことはございませんので、お伺いをしたことを人事に反映できるものは反映をするということ。それから、最終的に先生を紹介してもなかなかというお話がございます。そういった中で、私どもでも心の健康相談というのを臨床心理士の方と契約をしております、その方を毎月1回ずつ実施をしております、今回高ストレスのこういった方々にも心の健康相談、この心の健康相談につきましては、委員さんおっしゃるとおり、内容については一切人事当局にもわからないように、あくまで臨床心理士さんとの相対の中での情報ということでの約束をきちんとしている中で相談を設けております。

今後そういった委託のお医者さんだとか、誰が行ったかわからないだとかというような形については今後の検討課題という形でさせていただければと思います。

以上でございます。

(中野) 一番肝心なのは、そういうカウンセラーというけれども、市役所へ来てもらって、市役所のどこか一角でやるというのは、これはやばいのです。結局相談に行こうとしている人は職員の誰かに見られているのではないかというのがあって、必ずしも行くとは限らない。そこで考えられるのは、外に事務所を構えているところに行く。そうすると、その人は有給とって、職員の知らない間にそこへ相談に行くというのが一番相談件数がふえます。そういう私の人事部にいたときの経験から、そういう点ではそういうことも今後検討してください。以上です。

次、321ページ、これは危機管理課ですね。321ページで、13節の委託料です。ここで防災行政無線の保守委託料ってあります。ここで1点お聞きしたいのは、よく住民からいろんな行政無線に対して苦情をいただくのが多いのです。そういう点では、少なくとも防災行政無線の保守委託の中に、現実問題としてここは聞きやすいのか聞きづらいのか。例えば私の知っているところでは、ハモってしまうのです。こっちから来たもの、またこっちから来てと、これがダブって聞きづらいというの出ているのです。それから、全く聞こえないというところもあるのです。こう

というようなことを防災行政無線の保守委託の中に、要するにこれ1,652万4,000円ですが、委託の中にそうした、いわば難聴地域なんかについて、実際こういうようなことを必ずやっているのかどうか伺っておきます。

（企画部参事兼危機管理課長）ご質問の防災行政無線が聞こえづらいとかうるさいとかという関係なのですけれども、まず市民の方から連絡入ったときには、職員のほうからまず現況を確認させていただいております。機械的と言ったらおかしいのですけれども、設置からもう四、五年たっておりますので、最近出ておりますのはバッテリーが切れてしまって全く放送が出ていないという場合もございます。そのような確認をとった上で、保守業者のほうに連絡をして、機械的な問題があるかどうか、そちらのほうの判断してもらうとともに、やはり新しい住宅ができたり、高い建物ができたりというような、いろんな状況がありますので、その辺で影響が出ているのかどうかという判断はさせていただいております。

（中野）それはわかりました。ただ、私が最近何件かいただいているのは、ハモっているとか、要するにこっちで言ったりこっちで言ったり、タイムラグをわずか置いて、同じで何が何だかわからないというのがあるのです。これは、聞こえているのは聞こえているのだけれども、そういうことで聞きづらいと。こういうようなことも含めて、やっぱり私は保守点検をするときに、そうしたことも必ず項目入れてほしいと思っておりますので、その辺はどうでしょうか。

（企画部参事兼危機管理課長）現在それぞれ年1回保守点検のほうを行っておりますので、その中で業者のほうにそういうところもあるということに連絡して、一緒に確認のほうをしていただくようにしていきたいと思っております。

（中野）場所は何カ所か私後でまた言いますけれども、こういう場を使って言うのはどうかと思っておりますけれども、そういうことがあるということだけちょっと記憶にとどめておいてください。

最後になりますが、412、413ページです。これは、ご存じのように決算には必ず出ております財産に関する調書であります。この中で特に私が気になっているのは、気になっているとか、聞いておきたいのが、

4番の財政調整基金と、これ割と金額が25億で大きいのですが、あと減債基金、これも金額としては3億5,700万あるわけですが、これが年度末残から決算までの間に、途中2つとも有価証券を取りやめているのですね。財調の場合は4億6,000万、それから減債基金は1億4,900万ですか、有価証券をマイナスにしているわけです。これなぜそうなったのかということについて、最初に伺っておきたいと思います。

(会計課長) 財政調整基金と減債基金のほうの有価証券のほうがマイナスということになっております。これは、債券を売却し、現金化したことによってマイナスになった数字になっております。

(中野) わかっているのです、それは。なぜ債券をやめたのかと、その理由。

(会計課長) 基金のまず目的として、財政調整基金につきましては、今後現金化しておかなければいけないという状況におきまして、すぐに対応できませんので、少しずつ時期を見計らって現金化しなければいけないということを踏まえて、よりタイミングのいいときに現金化したのが昨年度だったということになります。

以上です。

(中野) ……

(会計課長) 今30年度につきましては、債券の運用を主に減債基金と合併振興基金に集約して債券運用をとということで、昨年度から内部のほうで調整いたしまして、そちらのほうで集約いたしました。その上で、先を見越して少しずつ現金化しておかなければいけないという状況もありましたので、少し今回は債券を売った形になります。

(中野) 少なくとも課長の説明の中で、例えば財政調整基金だって、確かにこの末では25億あったけれども、当然予算を組む段階で取り崩すわけだよな。だけれども、少なくともこの4億6,000万程度は全部使い切ることないのです、予算を組む段階で。私は、有価証券のほうは利回りがいいと思うのだ。そういう利回りのいい部分をやめて、それで全部現金化するといったって、今言ったように財政調整基金一つとってみれば、25億もあるうち、これ25億全部取り崩すなんていうことあり得ないのだ

から、単年度予算を組む段階で。なぜこの利回りのいい分をやめるのかということがちょっと疑問になっているので聞いているのです。

（会計課長）財政調整基金につきましては、主に年度末に資金調達ということで繰りかえ運用をしなければいけない関係がございまして、その関係もありましたので、今回は現金化させていただきました。

それともう一つ、利回りの関係だと思うのですがけれども、もちろん利回り大事なのです。運用する上では、よりいい利回りで運用することが基本的になってくるかと思うのですがけれども、やはりリスクのことを考えますと、いいタイミングのときに、より売却益というものも一つの収益かなと思いますので、そのタイミングというのを考慮した形になります。

以上です。

（中野）最初の答弁で、年度当初の話をしましたよね。そうすると、年度当初の場合、一つの方法としては一借もある。一借ですから、当然利率を払わなければいけないのだけれども、その一借の部分をしたほうがいいのか、財調で有価証券に、いわば永続して、それで利回り高いのをやっておいて、一借は一借で一度払うと、どっちが得なのかというのをちょっと逆に聞きたい。最初の答弁からすると、一借という制度があるのだから、その辺の関係どうなのかと、ちょっと最後に伺っておきます。

（会計課長）今現在一借の利率のほうが平均で今1.467という形でかなり高い利息を払わなければいけないということもございまして、やはり現金化しておいたほうが良いと思います。

それと、現金化といっても、普通預金に置くだけではなくて、定期預金等で、1年間で定期預金等で組んでおりますので、普通預金にずっと積んでおくということではございません。

以上です。

（永沼）71ページお願いします。金額的には安いのですがけれども、市長への手紙メール事業というのがありまして、28年度においては印刷製本費というのが入っていたと思うのですが、これがなくなった理由は何なのか教えてください。

(秘書室副室長兼秘書課長) 専用用紙の印刷なのですけれども、これ隔年で印刷をしております。隔年でまとめて印刷したほうが単価が安くなるということで、隔年での印刷となっております。

以上です。

(永沼) 市長への手紙メール事業でございますが、29年度は何件の手紙、メールがあって、27年度は同じように何件あったのか伺います。

(秘書室副室長兼秘書課長) 29年度の件数でございますけれども、手紙が75通、メールが111通、合計で186通、28年度が手紙が41通、メールが124通、合計で165通となっております。

以上でございます。

(永沼) 似たような形で推移しているわけですがけれども、この市長への手紙メール事業については、今後も続けていくということによろしいでしょうか。

(秘書室副室長兼秘書課長) 手紙が平成5年から、メールが平成12年から行っております、やはり身近な疑問とか、そういったものをお伝えするというか、こちらのほうにお聞きしていただく手段としては、やはり今後も続けていくものかなというふうに考えております。

それとあと、最近ホームページのほうからも、もっと身近なというか、各所管部署がわかって、所管課に聞くようなことが対応できるように、メールで直接その担当課に送れるようなメールサービスも準備しております、そちらのほうへ移行しているというか、そういった傾向も多少最近は見られております。

以上です。

(永沼) 今ホームページの所管課の対応というふうにおっしゃいましたが、それいつから行われているのですか。

(秘書室副室長兼秘書課長) ホームページの各課宛でのメールのサービスというか、送れるものというのは、平成28年3月にホームページをリニューアルしたときにその機能が追加となっております。

以上です。

(永沼) 今の所管課のホームページの対応と、あと市長への手紙メール

事業についての、このような市民への周知はどのように行っておりますか。

（秘書室副室長兼秘書課長）市長への手紙、メールにつきましては、年度で集計ができた後に、1年間の件数、今回答しました件数ですとか、あと主な内容等を広報等に掲載させていただいて、それで周知を図っております。

以上です。

（ホームページのほうはの声あり）

（秘書室副室長兼秘書課長）ホームページのほうというのは、特には周知という形ではしていないのですけれども、ホームページを見ていただくと、各課、何かご疑問があれば、そのページからメールでのお尋ねができるような形で見ていただければわかるような形になっております。

以上です。

（永沼）73ページです。73ページの下の方の財務会計システム事業で14の電算機器・システム借上料なのですが、28年度に比べて650万ほど増になっているのですが、この理由は何か、教えてください。

（企画部参事兼財政課長）財務会計システムにつきましては、システムの入替えを行っております。その関係で、新しいジャパンシステムというシステム会社のほうからのリース料が新たに増加したという形になっております。

（永沼）そうしますと、今後の借上料はこの890万、約900万の借上料がずっと続くような形になるのか伺います。

（企画部参事兼財政課長）そのとおり、この額になります。

（永沼）77ページであります。本庁舎維持管理事業の中で、委託料の中に建物総合管理業務委託料というのがあるのですが、この委託内容というのを教えていただけますか。

（企画部参事兼財政課長）この名のとおり、建物全体に係る保守業務という形になります。大きなところでは清掃です。雑排水槽、汚水槽、あるいは消防設備の点検、電気設備の点検、建物の定期検査、建築物環境衛生技術者登録、飲料水の水質検査、あるいは自動ドアの補修など、本

当に建物全体に係る保守という形になります。

(永沼) どの会社に委託されているのか教えてください。

(企画部参事兼財政課長) 日本美装株式会社というところと契約をしております。

(永沼) この日本美装とはいつから。ことし初めてなのか、ずっとなのか。

(企画部参事兼財政課長) 指名競争入札を行いまして、平成29年3月1日から3年間の長期継続契約ということで今回契約しております。

(永沼) 81ページ、ふるさと納税の促進事業が出ておりましたが、ふるさと納税で得られた寄附金そのものを各基金に振り分けていると思うのですが、その振り分け額をそれぞれ教えてもらってよろしいでしょうか。全部で基金あるはずですけども。

(企画部副部長兼総合政策課長) 基金が全部で3つほどございます。そのほかに市長にお任せというのがありまして、全部で7項目になります。コウノトリの里づくり基金につきましては、金額……件数でなく金額でよろしいですか。

(金額での声あり)

(企画部副部長兼総合政策課長) 429万5,000円、環境にやさしいまちづくり基金が203万8,000円、子ども教育ゆめ基金が1,574万円、市民活動支援基金が41万5,000円、地域医療体制整備基金が324万3,000円、ひなちゃん子育て応援基金が226万9,000円、市長にお任せが1,550万2,000円となっております。

以上です。

(永沼) この基金の振り分けですが、基金の振り分け算定方法というのはどのようになさっているのか教えてください。

(企画部副部長兼総合政策課長) コウノトリとひなちゃん応援基金に、割合でいいますと30%、残りの基金で10%ずつ……失礼しました。まず、基金は寄附者がまずどこに寄附したいかというところから始まります。ですので、今申し上げたのは市長にお任せのところになりますけれども、基本的に割合といえますか、今申し上げたように寄附者がまず自分がど

この基金に入れたいかというところでまずそこに入ってきます。先ほど私が申し上げたのはその数字になりますけれども、そのほかに市長にお任せというところの部分がありますので、その部分については割合でそれぞれその目的の基金に振り分けているという状況になりますので、それがコウノトリ、ひなちゃんが30%で、残りは10%ずつということになります。

（永沼）次に、戻って87ページなのですが、セキュリティ対策事業というのがありまして、この次のページで89ページ、14の電算機器・システム借上料が出てくるのですが、これもシステムのか変わったことによる増なのか、その辺を伺います。

（情報システム課長）昨年度入退室管理システムのほうの入れかえが行われました。その関係で、対前年度よりは金額のほうがふえている状況でございます。

以上です。

（永沼）93ページお願いします。93ページの上のほうに本町コミュニティセンター管理運営事業というのがありまして、真ん中の委託料の中にアスベスト含有調査委託料というのがございます。この結果はもう出ているのか、その辺を伺います。

（自治文化課長）本町コミュニティセンターですが、今年度屋根と外壁の改修工事をやることに伴いまして、アスベストの含有調査のほうを実施した結果、外壁のほう一部アスベストが確認されております。

以上です。

（永沼）人体には関係ないというか、影響ないということによろしいでしょうか。

（自治文化課長）比較的軽度なものということなのですが、工事に当たりましては近隣住民の説明会を開くなどして、細心の注意を図ってまいりたいと思っております。

（永沼）97ページお願いします。97ページ、吹上支所庁舎維持管理事業なのですが、28年度に比べて256万ほど増になっているのですが、この関係は、影響というか教えてください。

(吹上支所長) 主な増額理由といたしましては、委託料の中で平成29年度から第2棟につきまして、吹上支所のほうの管理になったことが原因でございます。

(永沼) 次に、99ページです。川里支所の庶務事業なのですが、吹上支所の庁舎維持管理事業の書き方とちょっと違うのがわからないのですけれども、吹上支所の場合は吹上支所庶務事業というのと維持管理事業というふうに分けて記載されているのですけれども、川里支所の庶務事業しかないのですが、これってなぜなのか、ちょっと教えてください。

(川里支所長) 吹上支所につきましては、建物が単体で存在しているかと思えますけれども、川里支所につきましては川里館ということで、複合館になっておりますので、その辺単体での庁舎維持管理事業とはまた別個にして、川里支所庶務事業の中にその維持管理費も含まれているということでございます。

以上です。

(永沼) 分けなくても別に支障ないという意味でよろしいのですか。分けないほうが良いということなのですか。

(川里支所長) 川里館全体の中で、生涯学習センター部分が全体の8割ぐらい、また児童センターの部分が1割、あと支所部分が1割ということで、庁舎の維持管理部門について申し上げれば、支所費の庶務事業の中にごく一部ですので、一括して計上させていただいているということでございます。

以上です。

(永沼) 次に、111ページお願いします。111ページの上のほうの防犯灯管理事業なのですが、防犯灯設置工事、約1,000万ほどの金額が算定されているわけですが、この設置工事の台数、まず教えてください。

(自治文化課長) 防犯灯の設置基数でございますが、鴻巣が6,066基、吹上が2,479基、川里が1,540基、合計しますと1万85基になります。

以上です。

(永沼) 全部LED化ということでよろしいのでしょうか。

(自治文化課長) LEDですけれども、平成29年度末現在8,777基、水銀

灯やナトリウム灯が、水銀灯が約850基、ナトリウムが430基ということで残っております。

(永沼) LED化の防犯灯設置工事でよろしいのですよね。

(自治文化課長) 済みません。新設ということでしたか。済みませんでした。

この1,000万の工事費ですけれども、鴻巣が167基、吹上が163基、川里が8基になります。

(最初言ったのは全体だろうの声あり)

(自治文化課長) はい、初めに言ったのは全体でした。

(何事か声あり)

(委員長) もう一回。

(自治文化課長) そちらの防犯灯1,000万のほうはLEDの工事になります。

(永沼) そうしましたら、今までLED化になって、電気代が削減されてきていると思うのですが、その削減された電気料について教えてください。今までのLED化ではないときと、LED化になったときの、その削減。

(ちょっと時間いただいてよろしいですか
の声あり)

(委員長) 暫時休憩します。

(休憩 午後3時06分)

(開議 午後3時07分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(自治文化課長) 平成27年度とのちょっと比較という形でお願いしたいのですけれども、総額で4,366万9,438円が、平成29年度で2,957万1,850円ということで、大幅に落ちております。

(永沼) その削減されたお金の流用というのはどのようになっているのか教えてもらっていいですか。

(自治文化課長) 予算の中で見積もりをして、下げていっておりますの

で、流用という形では、不用額ということは発生しておりません。

（永沼）そうしましたら、275ページ、自治文化課の消費者相談事業というのがあるのですが、消費者生活相談員報酬、法律相談もあるのですが、消費者生活相談員報酬の中で29年度の相談件数、また相談内容、どのようなものがあったのか教えてください。

（自治文化課長）平成29年度の相談件数が465件、相談内容で多いものですが、はがきによる架空請求、それから携帯やパソコンにメールで有料情報サイトを利用しているという不当な請求、それからフリーローン、サラ金、キャッシングなどによる借金返済、多重債務、4つ目として住宅リフォームの契約トラブルと、そういったことになっております。

（永沼）相談によって、全てなのかわかりませんが、ほとんど解決しているということでしょうか。

（自治文化課長）完全決着ということではなくて、例えば弁護士が必要な場合については弁護士を案内したりですとか、仲介役を通す場合と、またその中でいわゆる契約に関することでその場でこういった対応をしてくださいますということ、対応、処理方法をご案内をして解決する場合と、幾つか方法があるかと思いますが、基本的に相談受けたものについては解決しております。

（永沼）今現状ではかなり手の込んだ詐欺みたいなものはやっているの、その辺しっかりよろしくお願ひしたいと思います。

次に、消費者啓発事業の中で、13の委託料で悪質電話防止装置設置業務委託料、29年度幾つ設置されて、現在幾つ設置されているのか教えてください。

（自治文化課長）設置台数ですけれども、29年度は50台で、継続につきましては16台だったかと思ひます。済みません、ちょっと資料がなくてあれなのですけれども、基本的に有料に、次年度からは一月400円ちょっとかかるのですけれども、自己負担になりまして、継続した方は20名弱で、15か16、申しわけないのですが、ちょっと正確な数字捉えていないのですけれども…次年度継続の台数は、15台か16台かちょっとはつきりしませんので、確認させてご報告させていただければと思うのですけ

れども。また、今年度の新規事業につきましては、現在22台の募集がございます。

（永沼）今大体の台数で、継続は15台ぐらいだということで、50台から減っているということによろしいのですか。

（自治文化課長）はい。

（永沼）最後に、悪質電話防止装置設置業務委託料のこの設置において、成果について最後にお聞きしたいと思います。

（自治文化課長）台数からしますと、直接的には効果は高いと言えるかどうかというのは厳しいのですが、広く広報等周知を図りまして、そういった機器の、いわゆる警察のほうも推奨しております機器をPRしたことによって、多くの市民に啓発できたのかなというところで捉えております。

（契約検査課長）大変申しわけございません。発言の訂正をお願いいたします。

総合評価に関する答弁の中で、大きな会社が有利だというふうに発言してしまいましたが、災害ボランティアなど市への貢献度が高い業者さんが点を取りやすいというふうに訂正をお願いいたします。誤解を招くような発言をしてしましまして、大変申しわけございませんでした。よろしく申し上げます。

（委員長）ただいまの発言、訂正ありましたけれども、よろしいでしょうか。

（はいの声あり）

（委員長）ご了承願います。なお、字句その他の整理については委員長に一任願います。

ほかにはございませんですね。

（なし）

（委員長）以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

（竹田）全面的には本会議場でやりますが、委員会の審議の中では、一

つは93億円近い基金の積み立てがあることと、一方では地方債の償還がふえてきていると、いわゆる合併特例債を全額使うということでの財政運営のためにこうしたことになっているわけで、こうした財政運営のあり方そのものが問題があると指摘して、反対とします。

(委員長) 次に、賛成討論はありますか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありますか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第84号 平成29年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり認定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第84号は原案のとおり認定されました。

以上で付託されました案件の審査は全部終了しました。

次に、政策総務常任委員会の視察研修についてお諮りいたします。

政策総務常任委員会の視察研修について、日程は平成30年10月23日火曜から10月25日木曜の3日間、視察先、視察項目については、大村市「地域再生計画について」、唐津市「中心市街地活性化事業について」、春日市「防災の取組について」とし、実施したいと思えます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認めます。

よって、政策総務常任委員会の視察研修について、ただいま申し述べたとおり行うことに決定しました。

これをもちまして、政策総務常任委員会を閉会いたします。

なお、会議録の調製及び委員長報告書につきましては、委員長に一任願います。

ご苦労さまでした。

(閉会 午後 3 時 1 6 分)